

令和 4 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

令和 4 年 3 月 3 日 開会

令和 4 年 3 月 11 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第2号 令和4年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第3号 令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第4号 令和4年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第6号 令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第7号 令和4年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第8号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第9号 令和4年度宝達志水町病院事業会計予算
- 議案第10号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）
- 議案第11号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 令和3年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 令和3年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 宝達志水町医師修学資金貸与条例について
- 議案第23号 宝達志水町医師修学資金基金条例について
- 議案第24号 中央保育所整備工事（建築）請負変更契約の締結について
- 議案第25号 町道米出今浜線橋梁整備工事（A2橋台）請負変更契約の締結について
- 議案第26号 町道路線の設定について
- 議案第27号 子浦川水防事務組合の解散について

報告第 1 号 専決処分の報告について

専決第 1 号 令和 3 年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）

令和4年3月3日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
総 務 課 長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
企画情報課長 大 下 佳 子
財 政 課 長 金 田 成 人
商工観光課長 安 達 大 治
住 民 課 長 定 免 文 江
税 務 課 長 守 田 幸 浩
健康福祉課長 岡 田 正 人

健康づくり推進 室 長	浜 坂 浩 幸
農 林 水 産 課 長	松 原 好 秀
会 計 課 長	松 坂 久 代
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長	松 田 英 世
教 育 長	細 江 孝
学 校 教 育 課 長	笠 松 幹 生
生 涯 学 習 課 長	坂 井 賢

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 令和4年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和4年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 令和4年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第11 議案第9号 令和4年度宝達志水町病院事業会計予算
- 日程第12 議案第10号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第13 議案第11号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 令和3年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第17 議案第15号 令和3年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第16号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 宝達志水町医師修学資金貸与条例について
- 日程第25 議案第23号 宝達志水町医師修学資金基金条例について
- 日程第26 議案第24号 中央保育所整備工事（建築）請負変更契約の締結について
- 日程第27 議案第25号 町道米出今浜線橋梁整備工事（A2橋台）請負変更契約の締結について
- 日程第28 議案第26号 町道路線の設定について
- 日程第29 議案第27号 子浦川水防事務組合の解散について
- 日程第30 報告第1号 専決処分の報告について
- 専決第1号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第31 議案に対する質疑
- 日程第32 議案第24号に対する討論
- 日程第33 議案第24号の採決
- 日程第34 町政一般についての質問
- 日程第35 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

また、議会の生中継をインターネットで配信をしております。

説明員の欠席報告がありますので、議会事務局長から報告させます。

○議会事務局長（村山敬一君） 欠席の報告をいたします。

藤本清司地域整備課長は都合により欠席であります。

○議長（金田之治君） ただ今から、令和4年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は10名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、2番 勝二正人君、3番 松浦文治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「新型コロナウイルス感染症拡大に対応した経済対策に関する要望書」ほか1件の要望書及び「ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い」についてを配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員より、令和3年12月分及び令和4年1月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第2号 令和4年度宝達志水町一般会計予算から報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）までの議案26件及び報告1件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに、令和4年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢と本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関係について申し上げます。

国内においては、オミクロン株の影響により、昨年末から感染者数が再び増加傾向となり、その後の急速な増加に伴い、ピーク時には全国36の都道府県で「まん延防止等重点措置」が適用されました。

本県においても感染者数が急増し、2月3日には最大となる713人の感染があり、その後も高止まりが続いています。そうした中、感染状況や医療提供体制への影響を考慮し、1月27日にまん延防止等重点措置が適用され、3月6日まで延長されています。

重点措置の中では、飲食店等に対する営業時間短縮要請が行われており、町独自の支援策のための追加議案を今定例会の最終日に提出したいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本町における感染状況は、以前と異なり、子どもたちの感染事例が増加し、一部の学校や保育所で休業を実施しております。また、家庭内感染も増えており、家庭においても手洗いや換気、体調管理に取り組んでいただきますよう改めてお願いいたします。

ワクチン接種については、3回目の接種を1月中旬から医療従事者や高齢者施設の関係者等から開始し、その後、65歳以上の町民を対象に個別接種と共に2月13日からは集団接種を行っています。

3回目の接種では、以前とワクチンの種類が異なる場合もありますが、そのような、いわゆる交接種でも十分な効果と安全性があるとされており、御理解をお願いします。

なお、18歳以上の方への3回目の接種率は、3月1日現在で22.2%となっております。

また、5歳から11歳までの接種につきましては、個別接種が3月7日から、集団接種が3月20日から開始する予定です。

町民の皆様には、大切な方の健康、そして社会を守るために、あらゆる感染予防に御協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

次に、地域の持続可能性を高めるための経済循環の重要性について申し上げます。

人口減少や少子高齢化、また都市への集中が進む中においても、本町において将来の発展を志向していくことが重要であります。

ある研究では、「人口の都市への集中が進めば出生率の低下と格差の拡大が進行し、健康寿命や幸福感の低下にも繋がる」とし、逆に、「地方への分散が進めば、出生率は向上、経済格差は縮小し、健康寿命が延び、幸福感が増す。」そして、2つのシナリオの分かれ道は、今後、何年かのうちに決まってしまう可能性があるとしており、地方にとっては今がまさに正念場です。

先月18日に開催した大学院大学至善館の枝廣教授による講演では、地域の中で将来についての共有ビジョンを持ち、データに基づいて地域経済の特徴を認識した上で、経済循環を高めていくことが重要だと語られました。

大切な取組みとして、地域で消費されるものを地域で生産するという視点での「地消地産」や、食料や電力の自給等による強靱な地域づくりについても言及がありましたが、重要かつ身近な取組みとして、「お買物は町内で」ということを町民の皆様に変更してはあ

りますが、お願いいたします。小さな取組みが大きな効果を生み出すこと、そして地域の産業を守り育てていくことが前述の通り、地方への分散やより大きな社会での良い効果にも繋がると考えており、今後も町民の皆様に御協力をいただきつつ、町政発展のために経済循環を高める取組みを進めてまいります。

次に、町地域公共交通計画について申し上げます。

公共交通に関しては、人口減少の進行等による利用の減少や運転手不足等により経営環境が厳しくなっています。他方、高齢者の運転免許返納が増加し、大切な移動手段として、公共交通サービスを維持・確保することが重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえた法改正により、地方公共団体においてマスタープランの策定が義務付けられました。

本町では、現在の公共交通における課題を整理し、「町民とまちを繋ぎ、安心を与える持続可能な公共交通体系の形成」を基本理念とし、更に「利便性の高い町内公共交通網の形成」、「町内公共交通の周知と利用促進」、「JR七尾線の維持と利用促進」の3点を基本方針とし、地域公共交通計画の策定に取り組んでおります。

新たな計画の概要として、現行のデマンドタクシーとコミュニティバスに加えて南北シャトルを運行し、宝寿荘や病院等、利用者の多い施設への移動の利便性向上を図ると共に、利用者負担を考慮した新料金の設定を検討しております。

また、将来の公共交通の在り方についての内容も盛り込むこととしており、関係者や事業者等の協力を得て、策定を進めてまいります。

それでは、令和4年度当初予算の概要について申し上げます。

政府は、我が国の経済は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、経済社会活動の正常化に伴う成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓を目指した「新しい資本主義」を実現すべく、精力的に取り組んでいくとしています。

また、令和4年度の地方財政については、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和3年度の水準を下回らないように確保することとしています。

そして、本町としてはコロナ禍の困難に耐えつつ、社会経済活動の大きな停滞を招かぬよう様々な場面での安全を第一に、将来の発展に向けた取組みを着実に進めていくための予算編成を行い、一般会計が74億7,800万円、国民健康保険や介護保険等4つの特別会計の総額が36億3,916万6,000円、水道事業等3つの企業会計の総額が35億3,440万2,000円、

総額を前年度比3.7%減の146億5,156万8,000円とするものであります。

それでは、今定例会に提出いたします議案第2号から議案第9号までの令和4年度当初予算に関する議案8件の概要と主な事業について、順次御説明いたします。

まず、一般会計の歳出予算について、目的別に御説明いたします。

総務費では、本年度策定する町地域公共交通計画に基づいた運行を行い、また、宝の住まいる応援事業費で、マイホーム取得奨励金の基本額を100万円から120万円に増額し、一層の定住促進を図ってまいります。

このほか、地域おこし協力隊事業費では、移住コーディネーターを募集し、町定住促進協議会との連携による事業強化を図るほか、役場庁舎の照明のLED化、地域の安全のために、のと里山海道の今浜インター及び米出インター付近に防犯カメラを設置するものです。

民生費では、老人福祉センター宝寿荘の老朽化対策として、外壁及び外構工事を実施いたします。

子育て支援では、宝たち成長祝い事業費における出産・成長祝い金の支給や、保育所保護者との連絡を円滑に行うために保育アプリの活用を行います。

衛生費では、町民の健康寿命を延ばすため、特定健康診査や各種健康診査、がん検診の受診率の向上に取り組むほか、設置から3年目となる子育て世代包括支援センターを中心に母子保健の充実を図り、妊娠から出産、育児までニーズに応じた切れ目のない支援を行ってまいります。

新型コロナワクチン接種事業費では、今年度の繰越予算と合わせて3回目の接種を進めるほか、新型感染症対策事業費では、感染者の自宅療養を支援するために飲食料の提供等の生活支援を行うほか、高齢者施設等での感染拡大を防止するためにPCR検査の費用に補助を行います。

農林水産業費では、黒蜜姫のブランディング推進のほか、産地づくり事業として生産施設整備の新たな補助制度を創設し、生産活動や就農の支援に努めてまいります。

また、獣害防止のための緩衝帯整備事業を第4期対策として令和8年度まで継続してまいります。

商工費では、今年度策定した「宝達山頂公園の空間整備方針」に基づき、山の龍宮城再建に向けた現施設の解体、展望台部分の利用再開、また新たな施設整備のための地質調査、基本設計を実施します。

DMO推進事業費では、10周年を迎えるバイクイVENT SSTRの支援や、創業100周年を迎える北極星とのオムライス関連事業を行うこととしております。

土木費では、長寿命化計画等に基づく細見団地の建て替えに必要な基本設計及び実施設計のほか、住宅団地を造成するための地質調査業務及び擁壁工事を実施いたします。

また、国の社会資本整備交付金を有効に活用し、地域の生活を支える道路整備にも引き続き取り組んでまいります。

消防費においては、地域防災力を維持するため消防団員の処遇改善を図るほか、各集落における自主防災組織の設置推進や活動支援、防災士育成を通じ、地域における防災力向上に取り組んでまいります。

また、災害対策基本法の改正による県の計画見直しに合わせ、町の地域防災計画の修正を行います。

このほか、放射線防護施設である町民センターアステラスにおいて、設備の定期更新を実施いたします。

教育費では、宝たち検定チャレンジ事業費において、上位級合格者に対する表彰制度を設けます。

また、外部講師による算数、科学実験教室の開催や外国語指導助手の増員、地域おこし協力隊による英語教育の推進及び児童・生徒の探求心と主体的に考える力の育成に取り組むものであります。

また、令和7年4月の統合小学校開校に向けて、小学校統合準備委員会での審議を基に準備を進めてまいります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

町税につきましては、令和3年度から約4,900万円、2.9%増の17億6,400万円余りを計上するものであります。

経済状況がコロナ禍の影響から徐々に回復しつつあることから、町民税及び軽自動車税、たばこ税において増額を見込んでおります。

地方交付税のうち、普通交付税については、地方財政計画に基づく需要額及び収入額のほか、本町の特殊事情による影響分などを考慮し2億3,600万円、9%増の28億6,000万円を計上するものであります。

また、臨時財政対策債については、国の地方債計画などを反映し、前年度比61.7%減の7,000万円を計上しており、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税

総額は33億3,000万円を計上するものであります。

町債につきましては、前年度比49.6%減の4億4,200万円としております。大型事業が一段落したことから、ほぼ半減しておりますが、新年度においても財源補填措置があるものや、健全化判断比率への影響が小さいものを発行する方針としております。

最後に、基金につきましては、大型事業の完了に伴い、特定目的基金の取り崩しは大幅に減少しましたが、新年度予算においても財源確保のために財政調整基金から1億4,000万円余りを充てております。

次に、特別会計と企業会計の予算について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算では、被保険者数を2,600人、世帯数を1,700世帯と見込み、被保険者の健康づくりや重病化を防ぐ予防活動の推進に取り組むこととし、予算総額を14億8,119万9,000円とするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算では、対象者数を2,597人と見込み、制度の円滑な運営を行うために、予算総額を2億1,890万円とするものであります。

また、現役世代の保険料負担の上昇を抑制するため、本年10月1日から一定以上の所得がある方の窓口負担を1割から2割に変更することとしております。

次に、介護保険特別会計予算では、第8期介護保険事業計画の2年目に当たり、第1号被保険者を4,904人と見込むとともに、介護報酬改定による影響を勘案し、安定した制度運営に必要な経費として、総額を18億5,760万円とするものであります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計予算では、加入世帯を2,065世帯と見込み、放送とインターネットサービスの提供のために必要な経費として、総額を8,146万7,000円とするものであります。

次に、水道事業会計予算では、業務予定量として給水戸数を4,600戸、年間総給水量を112万4,000立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業として重要給水施設配水管の布設替え及び配水連絡管整備等に要する経費を計上し、支出予算額を5億351万2,000円と定めるものであります。

次に、下水道事業会計予算では、農業集落排水、公共下水道、浄化槽合わせて排水戸数を3,947戸、年間総処理水量を約101万立方メートルと見込み、主な建設改良事業として、ストックマネジメント計画による改築更新に要する経費を計上し、支出予算額を15億2,737万9,000円と定めるものであります。

最後に、宝達志水町病院事業会計予算では、業務予定量として病床数70床、年間入院患

者数を2万2,500人、年間外来患者数を約4万7,900人と見込み、支出予算額を15億351万1,000円とするものであります。新たな取り組みとして、医師を目指す者に対する修学資金を貸与する費用を追加しております。

以上が令和4年度当初予算関係の説明であります。

次に、令和3年度補正予算関係について御説明いたします。

議案第10号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

今回の補正は1,470万9,000円を増額し、総額を91億2,697万6,000円とするものであります。

歳入では、町税や地方交付税の追加補正等により財源が生じたことから、財政調整基金の取り崩しを行わず、歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や変更に伴う減額に加え、事業の精算見込みに伴う追加及び減額を行うものであります。

このほか各款の事務事業についてですが、議会費では、視察や研修会等の減少に伴い、所要の経費を減額するものであります。

総務費では、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に係るシステム改修費やマイホーム取得奨励金、賃貸住宅家賃補助金に加え、参議院議員補欠選挙に係る所要の経費を追加するものであります。

民生費では、国民健康保険会計繰出金や心身障害者医療費に係る扶助費のほか、過年度の自立支援給付費国庫負担金が確定したことから、返還金を追加するものであります。

衛生費では、公立羽咋病院負担金及び医師修学資金基金造成に要する経費を追加するものであります。

農林水産費では、担い手確保・経営強化支援事業及び広域農道の橋梁・トンネルの点検について、国の事業採択を受けたことにより増額するものであります。

商工費では、地域再生マネージャー事業の不採択により、減額するものであります。

土木費では、国の補正予算に伴う予算の組替えに加え、下水道事業繰出金を追加するほか、民間賃貸住宅の建設取止めにより、補助金を減額するものであります。

消防費では、羽咋郡市広域圏事務組合消防費分担金を減額するものであります。

教育費では、宝達中学校の光熱水費を追加するものであります。

公債費では、繰上償還に係る償還元金を追加するものであります。

歳入については、各款で所要の調整を行い、繰越明許費では、今補正予算で追加した事業のほか、農業施設災害復旧事業など既定の事業で計画変更や関係機関との調整のために

事業の年度内完了が見込めないものを次年度へ繰り越すほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業で追加を行うものであります。

債務負担行為補正では、伝説の森公園指定管理業務において、内容を一部見直すものであります。

次に、議案第11号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は1億2,230万7,000円を追加し、総額を15億8,096万3,000円とするものであります。

歳出において、主なものとして、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費を追加するものであり、歳入において国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び諸収入で所要の調整を行うものであります。

次に、議案第12号から第14号については、後期高齢者医療特別会計で後期高齢者医療広域連合納付金の追加、水道事業会計で水道加入金の追加、下水道事業会計で受益者分担金を追加するものであります。

次に、議案第15号 令和3年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、医療機器購入補助及び繰出基準額が見直された不採算地区病院措置として、収益的収入に2,420万3,000円を、看護職員等の処遇改善のために収益的支出に57万6,000円を追加するものであります。

このほか、医師修学資金貸与事業のための基金造成として、資本的支出に1億円を追加するものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第16号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、生活環境業務の所管替えと子育て事業の充実のために役場組織の機構改革を行うものであります。

次に、議案第17号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和と育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、人事院規則の改正に伴う改正を行うものであります。

次に、議案第18号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部を改正する条例についてであります。

本案は、消防団員の処遇改善のために、報酬及び出動手当等の見直しを行うものであります。

次に、議案第19号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、移住定住促進のために、マイホーム取得奨励金の基本額を増額するものであります。

次に、議案第20号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、宝達志水町子どもの広場を中央保育所と一体的に管理するために廃止とし、南部子どもの広場の位置を地籍調査に基づく適正地番に改めるものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための「健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するための改定を行うものであります。

次に、議案第22号 宝達志水町医療修学資金貸与条例は、医師修学資金貸与制度を設けるもので、議案第23号 宝達志水町医師修学基金条例は、修学資金貸与事業の原資となる基金を設立するものであります。

次に、議案第24号及び議案第25号の契約案件については、それぞれ中央保育所整備工事の増額と町道米出今浜線橋梁整備工事の工期延長について、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、「宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

次に、議案第26号 町道路線の認定についてであります。

本案は、町道敷波9号線と町道敷波10号線を町道に認定するものであります。

次に、議案第27号 子浦川水防事務組合の解散についてであります。

本案は、子浦川の護岸整備等が進み、県や市町の水防体制が整備されたことに伴い、当組合を解散するものであります。

次に、報告第1号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告についてであります。

この補正は、1月中旬の大雪に際しての除排雪や凍結防止剤散布に係る経費として、土木費に1,189万1,000円を追加し、総額を91億1,226万円7,000円としたものであります。

歳入においては、前年度繰越金を充て、調整したものであります。

以上、案件の提案理由を説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

11番 小島議員。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 2つ質疑いたします。

第1点目は、議案第24号です。中央保育所整備工事の請負変更契約についてです。

変更の理由は土砂の中に産業廃棄物が埋まっていたというものです。そのために298万円を補正するというんですけれども、以前、ある団体が宝達志水町を訪れて、こういう工事をやっちゃいましたから、ぜひそれに予算を付けてくれと、そうやって言ってきたことがあったんです。その時に議会は、もうやっちゃった工事には予算を付けられません、法律上無理ですと、それは拒否しておるんです、農業団体でしたけれども。

今回は、写真の添付とかもされておるんですけれども、一体この写真はいつ撮影されたのか。そして、そもそも処分してしまった産業廃棄物、産業廃棄物が出てきたんですよ、中央保育所の土砂の中から。もう処分してしまったと。処分してしまって、それを出してくれと。それはちょっと変な話じゃないかなと。法的にこれは可能なのか、そういうこと。

もう1回聞きますね、何年か前に、さっき言ったように農業団体が来た時に、議会はそれを拒否しておる。駄目ですよ、法的にはそれは無理ですよ。やっちゃったことに対して予算を出すというのは無理ですよと、やっているんです。ところが、今回はやっちゃったことに対して予算を出せ。しかも、中央保育所はえらい高いお金で落札されているんです。98%超えだったと思います。落札率はいいんですけれども、そういうことが可能なかどうか。法的に大丈夫なのか。そこをちょっとお聞きしたいんです。

そして、そこから出てきた産業廃棄物が、その中央保育所にあったものなのかどうか、本当に。だって、処分されてしまったから分からんでしょう。本当にそこにあったものな

のかどうかという判断をどうやってやったのか。それをちょっとお聞きしたい。それが第1点目。

第2点目は、議案第23号、町の医師確保のための貸与条例と申しますか、医師確保のためと書かれていますけれども、ここで言う医師というのは、宝達志水病院の医師なんですよね、中身を読んでみたら。宝達志水町には、医院やクリニックの先生がおいでで、その方々が訪問介護とか、訪問医療とかやっておられる数というのは、宝達志水病院よりも恐らく多いと思っておる。

そして、もう一つ特徴なのが、子どもたちの注射をしたり、小児科にかかる時に、どこへかかるといったら、宝達志水病院に来ないんです。宝達志水病院よりも、町のクリニックにしろ、医院に行くんですよ。その先生らが大事な役割を町で担っておられるんですよ。「小児科の患者が来た、注射できん」と言っても、金沢では逃げ回る医者がいるらしいですけども、クリニックの先生らもそれぞれ循環器と消化器の専門の先生ですよ。でも、その先生らが勉強して、しっかりやって、小児科も対応できるように身につけて、それで一生懸命頑張っている先生らの後継ぎ、本当はその先生らは残しておいてほしいんですよ。続きの先生がほしいんですよ。その先生らの……、宝達志水病院の先生はいらんと言っているわけじゃないんですよ。大事なんですよ。

これは、何で医者確保のための条例をつくる時に、宝達志水病院だけなのか。これはちょっと町長にちょっとお聞きしたいと思います。その2点です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

まず、中央保育所の増工の件ですけれども、これについては、以前JAの集出荷場ですね、そのことについて御指摘があって、それと比べてどうなのかというお話ですけれども、既に予算を認めていただいて事業に着手しております。その中で、適切に工期限内に工事を終わると。そのために、今回予算の増額をお願いしたと。

工事について、工事なり撤去については既に実施しておりますけれども、状況の確認等については担当課で適切に実施をしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それと、修学資金についてですけれども、まずは町立病院の医師確保のため、それが目的であります。

御指摘のとおり、地域の開業医の皆さん、町内の医療のために大変な御貢献をいただい

ております。先ほど御紹介あったように、年代を問わず様々な医療活動に従事をして下さっておりまして、そういった方々に、そういったことに将来的に繋がるような方の確保というか、医師に就業する、そういったことの考えも大変よいことだと思います。そういったこと、御意見がありますけれども、まず、町立病院として我々経営しておりますので、もしそういう、どこかで開業したいとか、開業医で就業したいとかということになれば、そういう方がいらっしゃれば、まず、町の病院にお勤めいただいて、定められた期間お勤めいただいた後、またそういった道を選んでいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長 岡田正人君。

〔健康福祉課長 岡田正人君 登壇〕

○健康福祉課長（岡田正人君） 議案第24号 中央保育所整備工事（建築）請負変更契約の小島議員の質疑についてお答えします。

工事の過程において、基礎杭を打つ段階において、それが大体8月から9月ぐらいの段階だったと覚えていますけれども、何かが必要するに下に当たるといような、そういった話をお聞きして、工事で掘削作業とかが出てくるんですけども、それがある程度量的なものがどのぐらい出てくる、支障になったものが出てきたのが大体11月から12月の時分だったと思います。

それで、工事に当たりましては町の工事担当職員、それに、設計監理に請負委託業者が入っております。週1回打合せに行っております。それで、一応確認をしながら進めている段階におきまして、もちろん中央保育所の整備工事は3月工期ということで、その進捗状況に間に合わせるために、この支障物件でありますこういった産業廃棄物が出てきて、そのままに据え置くということはもちろん工事の完成に至りませんので、工事業者、それとあと、財政課とも相談・協議し、その部分について、産業廃棄物の処分とか、そういった部分はもともとの契約の中には入っておりませんので、請負業者がその部分を見るというのは不自然な話でございますので、そのかかった部分について増工変更をお願いしたいとするものでございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 答弁されておるんでしょうけれども、答弁になっていないなと思っておるんですよ。

議案第24号の保育所なんですけれども、ずっと見ておったわけじゃないでしょう。本来ならば、これだけあって、これだけありますよ。土を掘ったらすぐに分かるんですから、上の建物を建てなくてもね。それで分かるわけですから、その時点で予算化してくれと言えばいいことなのに、ずっと今まで来て、こうやってやる。予算化してくれ、産廃が出てきたんで予算を付けてくれ。処分してしまったよ。処分したやつは、全部が全部本当に中央保育所だということ認めてもいいのかどうか。処分してしもうたやつですから、分からんでしょう。

本来なら、前に工事した会社に問い合わせたらいいんでしょうけれども、その会社がなくなってしまったということなので、できないんでしょうけれども、そこが曖昧に、この会社だから、町長に言えば何か簡単にできるんじゃないかみたいな、そんなことがあったんじゃないかと思えて仕方がないんですよ。だって、この会社、この底に埋まっておった産廃かどうか、その時に確認していないでしょう。どれだけの量があったかとか確認していないでしょう。それなのに、処分してしまってから、全部、その処分これだけしたからお金貸せ。これはちょっと世間的には成り立たないんじゃないですか。地方自治法上も、財政法上もこれは成り立つのかどうか。ここはちょっと成り立つというんやったら、成り立つと自信をもって言ってほしい、町長。

それで、もう一つ、議案第23号ですけれども、医師確保のためのこれ、年間800万円、そして医学部は大体6年間ですよ。4,800万円ですよ。それなのに、1億円を基金に積むというんですけれども、それで1年に1人だけですよ。1年じゃなくて、貸与が1人だけですよというんですけれども、2人分の基金を積むんですよ。それはそれであるんですけれども、町長言われたのは、まずは宝達志水病院の医師をと言われたけれども、これから子どもたちを増やしていこうという姿勢の時には、まずは小児科を診てくれる先生をつくらねばならないでしょう。そのためには、宝達志水病院の先生らも大事だけれども、小児科を診てくれる2つの医院の先生らの後継ぎというのは大事なんです。本当にこのままで小児科もそして訪問医療も、あの先生ら2人がおいでんようになったら大変なことになってしまうんです。そういう意味では、もうちょっと幅を広げて町全体で、開業の話じゃないんです、後継ぎの話なんです。後継ぎで医学部の授業料を補助していく、看護師の授業料を保障していくというのはありますけれども、これはいいことなんです、実は。

ところが、そこに狭めているというのが問題だと思うので、ここは、まずは小児科というのを考えられたのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたい。法的に大丈夫なのかということと、小児科というのを考えられたのかどうか。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、中央保育所の件ですけれども、出てきたものの確認であるとか、法的に問題がないということは、しっかり確認して実施をする、増工をしたと。そういうことでございますので御理解をお願いします。

あと、どっかの会社だから私が何かしたとか、そんなことをこんな公の会議で言うものじゃありません。そこをよく考えてほしいと思います。

そして、修学資金についてですが、先ほども申し上げましたけれども、町の事業として実施いたしますので、町立病院での就業、それがまず第一であると考えております。

御指摘のような小児科の子どもを診てもらえるような、そんな先生も重要ではございません。しかしながら、先ほど申し上げたようなことで、まずは病院で勤めていただければと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） ほかに質疑ありませんか。

7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 私から、1点お尋ねをしておきたいと思います。

今回の提案理由の説明の前段でございますが、地域の持続可能性を高めるための経済効果の重要性について述べられております。その中で、地産地消の話がございます。そして、重要かつ身近な取組みとして、お買い物は町内でということ町民の皆さんに改めてではありますようお願いをいたしますと、こういうくだりがございます。

私は今まで議員16年目をやっておりますけれども、幾度となく商店街の活性化について質問をしまいいりました。しかし、これといった具体的な事例はお示しがございませんでした。

その中で現在、宝達志水町の商店街はどうなっておりますか。空洞化が進んでおり、地産地消と言いつつも、高齢者や交通弱者の方々が行く場所がない、買いに行く所がない。

これが、現実ではありませんか。

そういう中で、執行部として町の商店街の空洞化をどう対策を取って、活性化を図っていくのか。このことをお聞きしたいと思います。どういう施策をお持ちなのか。お持ちじゃないのかもしれませんが、そういう議論をしない中で、地元で買って地元で消費しましょうと、この話は確かにその通りかもしれませんが、買いに行く所がない、そういう現実を捉えて、このくだりについてはいかがなものかと、そういう感じを受けております。

特に、地区を申し上げれば、子浦地区は商店街とは名ばかりであります。名前はあっても、お店らしいものは1軒もないんです。そういう現実を捉えて、町としてどう商店街の活性化を図っていくのか。その中で地産地消の話が出てくるのだらうと思います。これからどうしていくのか、急に言われても分かりませんとおっしゃるかもしれませんが。これからどうして活性化を図っていくのか教えていただきたいと思っております。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の質疑にお答えいたします。

町内の商業者、今御指摘があったことですけれども、これまでも、ほっぴーさんカード会であったり、商工会と連携して様々な支援事業を実施しております。

そして、今後、更に大切なのは、先ほども言ったかもしれませんが、地域におけるお金の流れというか、そういったもののデータをしっかりと取って、それを活用して、町民の皆さん、地元の皆さん、あるいは、よその方に遠くからも町内で消費していただけるようなもの、またサービスをしっかりと提供していくと。そのような活動が大事となってきます。

そういったことを踏まえて、また、町の皆さんとどんな町づくりというような所まで含めて考えていかんとなるところです。個々の店でどんな物が売られるかということだけではなくて、将来町がどのように進んでいくかという、ちょっと大げさなように聞こえるかもしれませんが、そのようなスケールでいろんなことを考えていくと。

商業者の皆さんについても、町民の皆さんの意見を集約しながら、どのようなお店があればいいとか、どのような事業をしてほしいとか、そんなことに応えていただけるようなことに取り組んでいくということでございます。

確かに、あと交通の便が不便であったりということもあります。そういったことも、今般、公共交通の計画を見直しますし、そういった中でも改善を図れるように取り組んでい

きたいと思っておりますし、様々な政策を導入するというかやっていくということでございますので、御理解をお願いします。

それで、子浦地区の辺りにお店がないという御意見もありましたけれども、幾つかありますし、私ももちろんですが、地域の皆さんも大いに御利用されておりますので、地元の皆さんにも頑張ってもらえるように、励みとなるように、我々も取り組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 急な質問ですから、なかなかお答えにくいこともあったと思われませんが、商店そのものがないんです。だから、いかに商店を町なかにつくっていくか、それが採算が取れるようにつくっていくかといけません。何も店がない中で、ほっぴーさんカードだ何だかんだと言われても、選択する店がない。それが今の現状なんです。

ですから、そういう商店街を再生するとはちょっと言葉が大き過ぎますけれども、再生も含めて町の有り様をこれから考えていかないと、既存の店だけで地産地消だと言っている、それは単なる言葉の話であって、それでは町の活性化、商店街の活性化には繋がってまいりません。そう思います。ぜひ前向きに検討いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 7番 柴田議員の質疑にお答えいたします。

お店が少ないということで、どうするのかということですが、まず、それぞれのお店の経営判断で場所を選ぶ。または、経営を続けていくかどうかということが考えられると思えます。それに加えて、先ほども申し上げましたけれども、町民の皆さんなり地域の皆さんの望むようなこととして、そういうお店が集まったような場所、そういった所があれば便利でいい。そういうようなことになれば、お店を集めていく。そんなふう誘導するようなことも重要なと思えます。

何しろデータに基づいてとか、空論とかではなくて、そういった確かなものを活用して、地域の特徴をよくつかんだ上で様々なことをやっていくということでございますので、よろしく申し上げますし、町の皆さんにも、今あるお店の皆さん頑張っておりますから、コ

ロナの中で大変厳しい状況でもありますから、応援する意味も込めてまた積極的に御利用
いただきたいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎討論・採決

○議長（金田之治君） 質疑がありませんので、これより採決を行います。

議案第24号 中央保育所整備工事（建築）請負変更契約の締結についての1件は、期日
の関係もありますので、先に討論、採決を行いたいと思います。これに御異議ありません
か。

〔「異議あり」「委員会に回してください」という声あり〕

○議長（金田之治君） 本案は異議がありますので、起立により採決を行いたいと思いま
す。

議案第24号は、期日の関係もありますので、先に討論・採決することに賛成の方は起立
願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第24号は、先に討論・採決する
ことに決定いたしました。

◎討 論

○議長（金田之治君） 議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論ないものと認めます。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決を行います。

議案第24号 中央保育所整備工事（建築）請負変更契約の締結について採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎町政一般についての質問

○議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 傍聴席の皆さん、ご苦勞さまでございます。暖房が効き始めたんですね。大変寒い中、ご苦勞さまでございます。

私は以前、令和2年6月の定例会に質疑をさせていただいております。中身は旧押水放牧場跡地の売却について質疑をさせていただきました。その時に、執行部は、地域の良い環境が守られるように取り組んでいきたいということをおっしゃっております。

同年9月の定例会での私の一般質問に、臭い問題は隣接する集落だけではなく、2キロあるいは3キロ範囲の町民の思いもということをお聞きしたところ、隣接集落のみならず適正に対応していくというお返事をいただいております。

私は、企業を恨んでおるわけではないんです。地元企業として従業員の方もたくさんおられます。臭いを恨んでいて、本日もこの一般質問をさせていただいているわけですが、私の集落の区長さんに宝達校下、あるいは、冬野、正友、東野地区の区長さん方と共に、こういう臭いが仮に発生した場合に即刻対処していただくために、区長さん連名で弁護士さんを立てながら、行政あるいは企業にそういう申し入れをしていただきたいということをお願いしておったんですが、隣接の集落が同意をした中で時期尚早、早いんじゃないかというお返事で、校下あるいは近くの集落の区長さん方と見送ったということで、返事をいただいていたんですが、その時に隣接で同意した集落の区民の方、あるいは区長さん、議員さんの方々に御意見をお聞きしました。万が一、臭いという災害が起きたときにどうするんですかという尋ね方をしたんですが、中には、マスクをしておるといような馬鹿げたお返事をいただいていたんです。そんな問題じゃなくて、どう今後対処して、生活をしていくかということをお聞きしておるのに、そういう返事でございました。その時には、1キロ、2キロ、3キロと、こういったものをお見せし

て、区長会にも提出をさせていただいております。

臭いというものは本当に物凄いものでありまして、現在営業されている地域の日本海、海の上に船にいる時でも、これから東風が9時、10時に必ず押し寄せてくるんです。その時に、沖合でもその臭いを必ず感じるんです。目に見えない本当に嫌な臭いでございますけれども、近年、皆さん一般質問で出ておりますけれども、旧農業短大の跡地に銀杏並木がございます。秋口はもちろんのこと、先般の雪の中でも、カメラ、ビデオを持って人が訪れております。その入り口に、私も小さな事業所を構えているんですけれども、先般2月7日、広域圏の議会の全員協議会がございまして、それが終了して夕方17時ちょうどだったんです。私もそこへ行って、前の日の雪の跡とか見るがためにと行って行ったんですが、その時はまだ無風の状態で、少し南風があったような時なんです。何か凄い臭いを感じて、これは間違いなく今の放牧場跡地の臭いだろうということで、すぐそこに2人の方がおいでたものですから、一緒に確認をしていただきました。その後、数日経った後にも、2人の方がその日に臭いを感じたということを私のところに言って来られました。寶達町長、あなたの家にも多分届いていると思いますよ。ただ、今は時期的に寒いから外出を控えておるので、ちょっと感じなかったかなと思います。たまたま私が外へ行ったら、そういう臭いを感じました。

あの農業短大の跡地に、以前の執行部には、美術館とか図書館を建設していただきたいということをよくお願いをしておったんですけれども、今後のこの悪い臭いに関してそういった夢も断ち切れるかもしれません。その美術館、図書館の隣には、宅地造成もしていただきたいというお願いもしておったんですけれども、今後どうなるか分かりませんが、残念な思いであります。

そこで、伺いたいですけれども、建設工事が始まり、いつ頃からこの鶏をどれだけ入れているのか教えていただきたいなと思います。

2つ目といたしましては、これまでにそういった苦情とか、問合せがどれだけあったのかお聞きできればなと思います。

3点目として、インフルエンザワクチン用の鶏卵を製薬会社に卸して協力をしたいというキャッチフレーズで取りあえず初めはやったんですけれども、全体的にはどれだけの鶏卵を製薬会社にお売りしたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

もう1点として、最後にこれだけ今後南西の風が吹くと、旧放牧場跡地を通過した風が必ず我々のところにやってくるんです。そういったことも、今後のこともございますので、

担当課なのか、行政そのものが一丸でやるのか分かりませんが、定期的に集落にそういった臭いとか、そのものを感じたかというアンケートを無記名でいいから執り行っていただければと思います、是非ともやっていただきたいと思います。

僅か数か月になるのか、はっきり分かりませんが、もはやこういう質問、苦情を言うとは夢にも思っておりませんでしたけれども、どうかひとつ明確な答弁で教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の御質問にお答えします。

旧押水放牧場の跡地は、町の畜産振興を図るため、令和2年5月27日に開催した公募型プロポーザル審査委員会の結果に基づき、株式会社ナカヤマエッグが用地を取得し、令和3年10月から養鶏業の操業を開始しております。

当該施設からの悪臭につきましては、本年1月に匿名で苦情があり、関係課職員が現地調査を実施し、事業者の原因と対応策について報告書を提出させ、その後も数回、現地と周辺地域を巡回すると共に、住民からの聞き取りを実施しております。

2月以降も悪臭があった際に、その都度事業者に連絡し、対応状況を報告させております。

この養鶏事業については、町と事業者、施設と隣接する東間区、紺屋町区、坪山区の間で環境保全協定書を締結しております。

協定書では、事業者は地域住民から苦情があった際には、誠意をもって速やかにその解決を図ることとされております。これに則り、事業者には施設の適正な管理・運営の徹底を求め、住民の生活環境を守るように努めてまいります。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので御了承願います。

○議長（金田之治君） 農林水産課長 松原好秀君。

〔農林水産課長 松原好秀君 登壇〕

○農林水産課長（松原好秀君） 12番 北議員の御質問にお答えします。

旧押水放牧場跡地の養鶏場の現状につきましては、鶏舎一棟が令和3年10月に完成され、約10万羽を飼育しております。

現在、生産される卵は、ワクチン用の卵としての規定に達していないため、1日約8万個の卵を11月20日から食用として出荷しておりますが、3月下旬からワクチン用の卵とし

て出荷する予定となっております。

なお、施設の全体計画として、二棟の鶏舎を建設予定であります。もう一棟の建設につきましては、ワクチン製造メーカーと調整中とのことであり、具体的な建設予定は立っていないと聞いております。

今回発生した異臭の原因は、堆肥舎内の脱臭機能の不具合によるものです。鶏糞を堆肥化する過程において臭いが発生しますが、殺菌効果がある消臭剤を堆肥舎に噴霧し臭いを抑えます。その脱臭装置に不具合が発生し、消臭効果が低下したことによるものと報告を受けています。

事業者は、脱臭装置の調整を1月24日と2月11日に実施しており、引き続き調整を行うことで、消臭効果を高める措置を講じております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 当たり前の真ん中の答弁でこうあってこう締結しましたって、こんなもの百も分かっておるんです。

だから、今後、こんなような苦情がないようにしていただきたいということをおっしゃるんです。

また、2つ目の建物をいつかということ、まずそれ以前に、2つ目を建てる時には、行政、地元、議会の同意をもらってからやってくれということをおっしゃるんです。その製薬会社と相談してどうするかという、そんなもの誰も決めておらんのですよ。

大体、このいきさつがこうやったという説明なんて、全然聞いておらんじゃないですよ。どうすべきか、どうすればこの悪い臭いを断ち切れるのかということをお聞きして、改善していただきたいんですよ。経過なんて、こんなもの百も分かっているんですよ。やめていただきたいということも以前に言いましたよ。

だから、アンケートを取っていただきたいということに答えてもいただいております。

ましてや、小さな集落において、区が同意をした、そんな中から、こういう嫌な臭いがしたからといって、なかなか言い辛いですよ。小さな集落ごとでございますので。だから、以前の施設の近隣の人たちも、もうこの悪臭はやり切れんから、企業に買ってもらうどこかに引っ越ししたい。そういう方もいるんですよ、現実。だから、そんなことにならないように、以前からお願いをしておったんです。

密封をしているから臭いは出ませんで、密封したら生き物は死んでしまいますよ。そうじゃないんですよ。それがないように、どれだけの薬品を使うのか、どれだけの装備、設備をするのかということ具体的には本当は聞きたかったんです。

県にお願いをして用地を求めて、以前にも質問をした、他の畜産の企業の方は見ておらんかったということも、以前の質問でも私言いましたよ。だから、そんなことを今更聞きたくないんですよ。どうして、こういう苦情、一般質問が出ないようにしていただいくかということをお願いしておるんです。

だから、あえて無記名でアンケートを定期的にとってほしいということは、どうしても手を挙げて言えない方々がいるから、それを言っているんですよ。

町長、お答えください。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 北議員の御質問にお答えいたします。

悪臭の状況把握とまた増設を今後される予定ということについて、どのように状況を把握していくのか、状況もそうやし、周辺の皆さんもどのようなことを考えておられるのか、そんなことをしっかりと認識することは重要だと思っております。これについて、どのようなやり方がいいのか、アンケートがいいのか、どうなのか、いずれにせよ、地元の皆さんの安全に配慮する。そして、意向を踏まえられるような形を取ることをまた事業者にもしっかりと求めてやっていきたいと思っておりますし、酷い現状がある中ではしっかりと対応、これも同様に求めてまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） アンケートについて、私お願いをしておるんです。どのようにするかじゃなくて、何でも今まで執行部は、アンケート、アンケートってよくやっておったでしょう。だから、どのようにするかじゃなくて、取っていききたいというようなお言葉を答弁にいただきましたかったんです。そういう安易じゃなくて、やるならやる、やらないならやらない、というようなことを聞きたかったんです。そんなアンケートはそうやけれどもどうのこうのと済まされても、そうじゃなくて、していただきたいんですよ。

これは、測定器でも測れない臭いですから、人感で感じたら感じましたって何日に何時

頃感じましたということを取っていただければということを行っているんですよ。しっかりと答えてください。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の質問にお答えいたします。

私はアンケートを別に否定しているのではなくて、北議員が求めておられるような状況の把握であったり、町民の皆さん、周辺の皆さんの意向であったり、そんなものを確実に把握していくために良い方法でやればよいと思っていますから、アンケートを含め何か適切な方法で実施されるように、しっかりと業者には求めてまいりたいと思います。

以上です。

〔「業者って何」という声あり〕

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 業者に求めて、させてというだけではなくて、協定にも地域の区長さん方も入っていますから、そういった方々とも相談をして良い方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私から、デジタル教科書の導入と集落要望に対する負担金の2点について質問をさせていただきます。

まず、デジタル教科書の導入についてですが、文部科学省は2022年度、タブレット端末を導入している全国の小学5年生、6年生と中学生らを対象に、デジタル教科書を無料配信するとの記事がありました。

音声朗読機能が含まれる英語のデジタル教科書は、端末を導入している全ての学校に配信するとのことでありました。更に、希望する自治体には、算数・数学、理科といった理系科目や、音楽、図画工作・美術、技術、家庭、体育・保健体育の中から1教科を追加で配信するとのことでありました。

当面は、紙の教科書とデジタル教科書の併用になると思われませんが、紙には紙の良さがあり、デジタルにはデジタルの良さがあります。紙の教科書は、熟読しながら内容をしっ

かり確認し、記憶を定着させていく役割が期待されています。一方で、デジタル教科書は、読み流す傾向があり、記憶の定着には不向きではありますが、音声の活用や図形の説明、多くのコンテンツを活用した教材で、理解を手助けする役割が期待されています。

本町において、追加配信分のデジタル教科書の導入について、希望を出しているのかどうかについて伺いたします。

次に、集落要望に対する負担金について質問いたします。

町内の各地区の環境整備のため、毎年集落要望が町へ提出されています。近年の傾向として、要望の優先度が高い事業に対しては、町がそれを採用し、事業化してもらえる可能性が高くなっていると聞いております。これは、町が各地区の要望を重視していただいているものと認識しており、大変ありがたいことだと思っております。

しかし、集落要望に対する負担金が多額になる場合、当該地区が事業の見送りや断念をするといった結論に至るケースがあるとも聞いております。

特に規模の大きな土木事業の経費は高額になることが多く、工事規模によっては負担金が多額になることから事業を見送ったり、あるいは、トータルとして費用がかさむことを承知の上で事業を分割して、毎年少しずつ工事を行うなどの対応をしている地区があります。

これらの問題点を鑑みて、住民の安全や生活に影響が大きな土木事業に関して、土木事業の負担金の徴収に関する条例に定めている負担金の上限を大幅に低減することが望ましいと考えていますが、いかがでしょうか。

また、同条例に特別な理由があると認める場合に限り、負担金の納入を猶予し、又はその期限を延期することができると思いますが、一括で納付する予算が確保できない地区が分割納付をすることは可能かどうかを伺いたいと思います。

町内全域にわたる環境整備は、町の発展には必要なことであり、集落要望は現在住んでおられる方が必要と感じているからこそその要望であることから、今後、若者定住を推し進める上で軽視できないことと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

集落要望における負担金については「宝達志水町土木事業の負担金の徴収に関する条

例」に基づき当該事業により利益を受ける関係区から徴収しています。

集落要望は、事業内容や負担金等を考慮した上で要望されていると認識しております。
また、町では、可能な限り要望に対応するよう努めております。

御質問の負担金の上限金額の大幅な低減については、負担金と上限金額については妥当であると考えておりますこと、また、近年において負担金が上限に達する事例がないことから、現時点では行わない方針です。

次に、負担金納入期限の延長や分割納付については、年度内の工事に対しては、年度内の納付を原則と考えており、これは会計的な都合というかそういったものです、対応は難しいと考えております。なお、条例では「天災またはその他特別な理由があると認める場合に限り可能」と定めております。

また、事業の実施に際しては、負担が大きく納付が困難な場合には、事業を複数年に分けて実施する事例もあり、負担可能な範囲で着実に事業を実施できるよう、集落と協議した上で取組んでおりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

デジタル教科書の導入につきましては、12月末に県教育委員会より希望の調査依頼がありました。これを受け、本町では、まず臨時の校長会を開き、全校長に本事業の趣旨を説明するとともに、学校の希望調査依頼をいたしました。

学校現場の意向を聞いた上で、1月中旬に「国語・社会・道徳」を第一希望として申請いたしました。その結果、本町では希望通り「国語・社会・道徳」のデジタル教科書の使用許可が出され、小学校1校が社会を、その他の小中学校は国語を希望し、新年度より活用することになっております。

以上です。

○議長（金田之治君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 集落要望の負担金についてでございますけれども、現在、負担金の低減の検討はしていないということで御返事をいただいたんですけれども、土木事業の安全面、災害防止や非常に地域の安全面、そういうものに関連するものでも同じような上

限の負担金ということ、今現在はそういうことだと思うんですが、そういうものも低減することを検討していただけないでしょうか。

あともう一つ、納付の分割についてですけれども、これはルール上の問題であって何か工夫できないか、これを検討していただけないかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

集落要望で安全に関する大事な工事であるから、ぜひ採択してほしいと、そのような、採択するようにならんかとそういうことですが、先ほども申し上げたんですけれども、重要なことは当然せんらんですよね。一方で、必要なものとして負担金はいただいておりますので、先ほども申し上げましたけれども、分割なり、工事を分割にする方法、そんなこともあります。金額の大きな工事もそのようなことも可能ではないかなと思いますし、また、更に大きな事業、工事が必要であるということであれば、そのような工事として、規定のルール以外の措置も考えないといけないと思っております。そんなこともあったんじゃないかと思えますから、また、ケースによってということなんですけれども、特に対応が必要なところについては考えたいと思えます。

また、納付の分割についても先ほど申し上げたとおりですが、できれば事業を分割するというので、これまでもそのように対応していただいておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（金田之治君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 分割についてですけれども、例えば工事を道路等であれば、分割することは若干トータルで高くなってしまいますけれども、可能ではあると思えます。ただ、水道橋といいますか、パイプを通しての橋、これを半分ずつ切るとするのは、ちょっと今撤去を考えている地区があるんですけれども、それを半分ずつというのは恐らく工事としてはないことだと思いますので、そういうものに対して一気に撤去をしてそのまま分割をして、金額、工事費を一気に納入することができない場合、分割することは可能かと、そういう特殊な場合も含めて、そういうことができるかどうかということをお伺いし

たい。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

御指摘の中で、例に挙げていただいた事業等について、必要であるかなとは我々も思うんですけども、原則としてはやっぱりこれまでと同様にお願いしたいと思いますが、やっぱり安全面で配慮が必要であるということについては、例外というものをつくり過ぎる訳には当然いかないんですけども、状況をよく考えてせざるを得ないという時には、在所の方とも協議して検討したいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、3点質問します。

まず、無差別・逆恨み犯罪の対策についてであります。

最近、京王線の電車内で無差別刺傷事件が起き、また、大阪市北区の雑居ビル4階の心療内科、精神科の医療機関に対する、巻き込み型自殺による逆恨み放火殺人事件が発生しております。

社会やコミュニティから追い出されて行き場を失い、自ら死を選んでしまう人がおります。何か守るものがあるとき、人は死を選ぶようなことはしません。ただ、それを失ってしまうと途端に孤独な状態になってしまう。それは、どんな人にも平等に訪れる可能性があります。どうせ死ぬのなら自分を受け入れなかった社会に嫌がらせをしてから死んだほうがいい、自分さえよければよい、他人はどうでもいいと考える、そんな人が増えれば、より社会からはみ出してしまう人を多く生み出してしまいます。このような事件を起こさないために、私たちは今日からできる対策はないでしょうか。

ここでお聞きします。最近、全国で無差別・逆恨み犯罪が起きていますが、その犯罪の根っこは何だとお考えでしょうか。

行政事務関連においても無差別・逆恨み犯罪が起きております。どのような犯罪防止対策や職場教育をされているのでしょうか。

私たちは、「社会的弱者」のことをまず認めて、社会的にちゃんと受け入れ、蔑むような目線はあってはならないことです。

学校や職場でいじめを見て、見て見ぬ振りをするような場面があると思います。見て見ぬ振りしたことが今度は社会に対して牙を向けられることになります。学校や社会で求められるような評価を出さなくても、何か他に居場所が見つかるならそこで生きられるようにすべきです。そういうメッセージを伝えていったほうが社会にとっては良いことです。

また、悪いことが褒められる文化もなくすべきです。そのためには、「駄目なことは駄目だ」とはっきり言って、見て見ぬ振りではなく、意思を伝えて、悪いことをやったもの勝ちにしないようにするのが今日から私たちができることだと思います。

ここでお聞きします。学校や職場などにおける「いじめや思いやり」の教育や啓発をどのようにされているのでしょうか。

町の学校、保育所や公共施設などでの防犯対策はどのようにされているのでしょうか。

防犯カメラ設置とか防犯訓練、通報体制などはどのようなのでしょうか。

また、青色防犯パトロール（通称「青パト」）の強化をしていただけないでしょうか。特に増車の住民要望が寄せられております。

今後、無差別・逆恨み犯罪を起こさない、起こさせない町の安全・安心対策を日々努力していただきたいと思います。

次に、除雪機購入費補助についてであります。

昨年1月、本町原地区が大雪の影響により孤立状態となりましたが、今年もどうなるのかなど心配している方も多かったのではないのでしょうか。特に山間部に住んでおられる方や高齢者宅の除雪が気にかかります。本年1月の新聞記事に、「石川県などの豪雪地帯で地域ごとの除雪体制づくりを後押しするため、国土交通省は今年1月18日までに、新たな交付金制度を創設した。安全な除雪に繋がるルールづくりや小型除雪機の購入にかかる経費を補助する」との内容でした。

ここでお聞きいたします。豪雪地帯で地域ごとの除雪体制づくりを後押しするため、国土交通省は今年1月18日までに、新たな「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金制度」を創設しましたが、どのような内容でしょうか。この制度で、本町でも小型除雪機を必要とされている集落に購入にかかる経費を補助できないのでしょうか。

また、今年2月の新聞記事に、「白山市は除雪機購入補助制度で補助率アップ」とのことが報じられておりました。この制度は、町内会や個人にも補助しており、市民が機械を使って私有地の他に、生活道路の除雪に取り組むよう促し、行政の手が回り切らない細い道路で交通障害が起きにくいようにして、除雪での連携強化を図っているという内容であ

りました。本町においてもこのような制度があればいいと思います。

ここでお聞きします。本町に集落要望があるのは幾らぐらいの除雪機か、要望している集落は幾つあるのか。また、地域ぐるみで除雪に取り組んでもらうことが重要であり、集落、個人向けの除雪機購入補助制度を検討されてはいかがか。

除雪機は別枠で、早期にできれば次の冬までに助成してほしい。

高齢者宅での除雪を条件に助成してはいかがか。

今後、高齢化が進み、除雪もままならなくなります。町は官民協働で除雪体制を強化し、雪に強い地域を目指していただきたいと思います。

最後に、山の龍宮城整備についてであります。

多くの方から、早く宝達山頂上の再建された山の龍宮城からパノラマ遠景を楽しみたいとの声をたくさんいただいております。そして、いつ頃までにどのようなものが出来上がるのか楽しみに待っております。

ここでお聞きします。宝達山頂上に休憩施設「山の龍宮城」は欠かせません。再建整備計画はどのようになっているのでしょうか。また、再建整備状況や山頂からの眺めをライブカメラなどでできないでしょうか。

今、一つ気になっているのが、現在通行止めとなっている宝達山に上がる宝達福岡線のことです。

ここでお聞きします。通行止めの宝達山に上がる押水福岡線の復旧工事はいつ頃までに完了するのでしょうか。我が町が誇る地域資源である宝達山が町内外の方に愛されるとともに、宝達山を活用し、地域活性化をすることを祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

最近発生している無差別・逆恨み犯罪について、個別事案に関する分析は差し控えますが、一般論として、犯罪に至る動機の一つとして仕事や学校等、様々な場面でのストレスや怒り、また、不満や閉塞感から前向きな希望や意欲を失うと共に、極端な思考に偏った結果、犯罪に至るものと考えられます。

町では、住民に対する接遇や職員同士のコミュニケーションを円滑に行うこと、また、職場のマネジメントに関する研修等を定期的実施し、広く安全対策に努めております。

次に、「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金制度」につきましては、地域内で自立した協力体制を作り、民地の除排雪作業を安全に行うための「地域安全克雪方針」の策定等、ソフト事業を支援する制度であります。

この制度は、単に除雪機の購入の補助を行うものではなく、例えば、地域の方が協力して実施する屋根の雪下ろしについて、事故防止のために必要な資機材の導入や活動費が対象となります。制度を活用する組織があれば、支援してまいります。

また、一般コミュニティ事業とは別枠での集落に対する除雪機の購入助成については、全集落に負担金整備事業としての要望を確認し、高齢者宅等の除雪要件を含め、実施する方向で検討します。なお、個人向けの助成については現在考えておりません。

次に、主要地方道押水福岡線における、昨年の大雨による道路路肩等の災害復旧工事は令和3年12月までに完了しております。

今後、残雪状況による除雪作業や道路の状況などを確認し、例年どおり、4月中旬までに通行可能になるとのことです。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので御了承願います。

○議長（金田之治君） 危機管理室長 宮本孝則君。

〔危機管理室長 宮本孝則君 登壇〕

○危機管理室長（宮本孝則君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

公共施設の防犯対策についてですが、各施設利用者に対して、公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるときは、施設からの退去を命じ、従わない場合には速やかに警察へ通報を行う体制を取っております。

また、防犯研修会や防犯訓練を実施し、不審者への対応や避難誘導、電話対応などの役割分担を定めると共に、防犯マニュアルに基づき警察に通報し、連携して対処することとしております。

次に、防犯カメラでは、JR各駅、町内保育所、宝達志水総合体育館、宝寿荘付近の7か所に合計11台を設置しております。令和4年度には、のと里山海道米出インターと今浜インター付近に計3基の設置を予定をしております。

次に、「いじめや思いやり」に関する教育や啓発についてですが、学校においては、道徳や学級活動の学校行事、役場においては県が主催する防犯教室や防犯キャンペーンなどを通じて行っております。

次に、青パト車について、現在、町の公用車では生涯学習課の1台であるため、御提案

のように台数を増やしたいと考えております。

以上であります。

○議長（金田之治君） 企画情報課長 大下佳子君。

〔企画情報課長 大下佳子君 登壇〕

○企画情報課長（大下佳子君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

集落からの除雪機購入の要望は、一般財団法人自治総合センターが行なっている宝くじの一般コミュニティ助成事業を活用し、助成しています。

要望に即して申請を行った後、例年4月頃に採択通知があり、それを受けて6月議会に予算を計上し、7月以降に集落で購入することになります。

現在、4集落から要望があり、来年度分は既に申請を行っております。

なお、除雪機の価格は65万円から150万円ほどです。

以上です。

○議長（金田之治君） 商工観光課長 安達大治君。

〔商工観光課長 安達大治君 登壇〕

○商工観光課長（安達大治君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

山の龍宮城の再建整備計画についてですが、来年度に現在の建物を解体する予定です。その際、展望台は安全策を講じた上で再活用する方針です。

また、新龍宮城の建設につきましては、「山頂公園の空間整備方針」に基づき、公園駐車場で無人施設として計画しております。

新龍宮城には、山頂周辺に点在する眺望や自然観賞スポット、神社、池、登山道等を結ぶ拠点としての休憩施設の機能のほか、施設内の休憩スペースに宝達山の歴史や自然、町の観光に関する情報等を展示し、町を巡る動機付けを図りたいと考えております。

今後の計画は、来年度、プロポーザル方式で設計業者を選定し、詳細の検討を進めてまいります。

次に、ライブカメラについては、観光情報発信の役割に加え、登山者等がリアルタイムで山の状況を確認し、安全に訪れるために有効であることから、設置したいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 除雪関係ですが、以前、町職員が何か除雪困難な家に赴いて作業をしておったということを聞いたんですが、現在そういうことをしておいでなのかということを知りたいです。

それから、青パトの件ですが、台数をちょっと増やしてもらおうということで、民間でも青パトで警察のほうで申請したいということで、何か手続を町のほうでサポートしてもらえないかという、そういう方がおいでます。また、民間でもそういうふうなやってもらえる方を募集してもらえないかということ、そういうことをできないかということをお願いできないでしょうか。

終わります。

○議長（金田之治君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 松浦議員の御質問にお答えします。

かつて、職員が除雪に加勢に出ておったんじゃないかということなんですけれども、今のところちょっと確認できないのですけれども、何かの危険があるとか、そんな時には、一種の災害対応的なこととして、しなければいけないとは思いますが、あと自分の近所とかで困っている人がおいでるとか、そんなことがあれば自主的にどんどん助けてあげてほしいと思います。在所とかでも、いろんな助け合いの輪の中に一員として入って頑張ってもらいたいと思っています。

あと、青パトの申請についてですけれども、民間で希望される方については、警察ともどんなやり方がいいのかとか協議しながら対応したいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 会議の途中でございますけれども、昼食のため暫時休憩します。

午後は1時に開会をいたします。

午後零時5分休憩

午後1時2分再開

○議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 私より2点質問させていただきます。

1点目として、一次産業である農業について、特に水稲栽培についてお伺いいたします。農業従事者の高齢化、また、後継者である担い手不足により中山間地ばかりではなく、平地においても耕作放棄地が増えているように思われます。特に中山間地においては棚田であるきれいな風景がなくなりつつあります。その原因として、農業従事者不足や森林の荒廃に伴い、湧水の変動、ため池の崩壊により、水稲では一番大切な水源がなくなり、耕作を諦めるケースやトラクター、田植え、収穫、乾燥調製作業の農機具のうち、一つでも壊れた段階で離農を考える方が多いと伺っております。それに伴い、農道・用排水路の管理者がいなくなり、耕作放棄に拍車がかかるように思われます。また、離農とまではいかなくても、そのような悪条件で作業困難な場所より、収益や労力の関係上、順次放棄地となっていき、法面土砂崩れが起こり、農地の崩壊につながっております。

当町では、このような状態をどのようにお考えかお伺いいたします。

2点目に、森林の崩壊に伴い、河川堆積物についてお伺いいたします。

当町には石川県管理の二級河川が13本流れておりますが、どの河川を見ても堆積物による中州が大変多いように見えます。その堆積物のため豪雨時、河川水位の上昇により堤防決壊の原因ともなり、下流域住宅地の浸水にもつながる恐れがあります。

中州除去の要望はもとより、堆積物は上流より流れてくるものであり、当然上流域にも川の流れや浸食による河床の低下といった影響が出ていますが、このような現状を根本的に解消するために、治山事業、砂防事業が必要と考えますが、当町ではどのようにお考えかお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 塚本議員の御質問にお答えします。

議員御指摘の高齢化による離農や後継者不足、また、畦畔や農道、水路、ため池などの施設の維持に多くの労力が必要であること、そして農業経営への不安等が原因となり、特に中山間地等の耕作が不便な地域において耕作放棄地が拡大しており、対策が必要と考えております。

その一つとして、担い手への農地集積を進めており、地域の関係者と協議し、人・農地プランを町内全域の12地域で策定しております。これにより、農地の半分以上は担い手に集積されています。

今後も農業委員会や土地改良区、国、県、JAなどの関係機関と連携すると共に、多面

的機能支払や中山間地域等直接支払といった地域が主体的に行う農地の保全活動に対する支援を継続しつつ、危機感を持って耕作放棄地対策に努めてまいります。

次に、砂防事業及び治山事業については、県が事業主体となっています。

砂防事業は、土石流などによる人家、公共施設、避難所等への土砂災害の未然防止、治山事業は、崩壊土砂の流出、洪水、土石流等による災害の防止、軽減等を図ることを目的に森林整備や治山堰堤を整備しております。

治山堰堤の新設工事は、現在のところ事業計画にありませんが、南吉田地内において、昭和53年に築造された治山ダムが老朽化により損傷していることから、県に老朽化対策工事の実施を要望しております。

また、東間地内の森林の荒廃対策として治山事業を要望する予定であり、今後も、県と連携を図りながら危険箇所の把握に努めつつ、対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 今ほどの答弁で、農地に対して集積を行い、担い手である方に依存をしていくということだったんですけども、新規就農者ということも全国的から要望があるみたいですけども、そのような新規就農者をどんどんと活用するというような方法もあるのではないかなと思っております。

それと、当然ながら県の事業ではあるんですけども、治山事業じゃなく、砂防工事においても、上流域において河床の吸い出しというか流れ、浸食により河床が下がっていつて、その上流の河川の水などを利用した農業施設もあるんですけども、河床が下がっていくことにより、不都合な状態も出ておりますので、それも県のほうに是非とも要望していただき、砂防工事の方もお願いを是非ともしていただきたいと思っております。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 塚本議員の御質問にお答えします。

まず、農業関係の御質問ですけども、改めて新規就農者が増えるような取組も大事だとそのような御意見もいただきました。そういったことも踏まえつつ、取り組んでいきたいと考えております。

また、治山や砂防の事業について、今、河床の低下によって今ある施設が十分に機能し

ておらんとそんなような事業でありました。そういった箇所についても十分把握していきたいと思いますし、また何か特定の場所とか御存知でしたら、我々にも教えていただきたいと思います。いずれにせよ、安全面が確保されますように、しっかりと取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 質問の許可をいただきましたので、私から3点について質問させていただきます。

まずは、小中学生の健康面及びデジタル活用についてお伺いします。

県内で新型コロナウイルス感染が確認されてから2年が過ぎ、長期間にわたる新型コロナウイルスへの対応を日々行っています。各種学校活動が制限されたことに加え、顔を見て話す機会も減り、屋内での一人で行う活動が増えるようになった結果、運動時間が極端に減り、画面を見るデジタル機器の利用時間が全国的に増えています。このままでは体力や視力、学習意欲の低下など、心身の健やかな成長に影響を及ぼすのではないかと危惧しています。もちろん教育におけるデジタルは必須であり、有効な活用が求められているのも事実です。

昨年末にスポーツ庁が公表した全国体力テストの結果も踏まえ、今後のシステム導入や活用の方針及び「5教科」以外でのデジタル活用についてお伺いします。

また、長期化しているコロナ禍での生活について、精神面の影響とフォロー体制についてもお伺いします。

次に、地域公共交通についてお伺いします。

当町の公共交通の運営において課題となっている事案と、新たな計画における改善点、そして全体的な方向性をお伺いします。

近年、全国で高齢者の運転免許証の返納が進んでおり、将来的には当町でも免許証を返納し、バスやタクシーを利用する高齢者が増えることと思います。しかし、そのバスやタクシーにおいても運転手の高齢化や不足、加えて安全面の課題が大きくなってきます。

茨城県境町では、1人のドライバーの監視下にある自動運転バスが運行されており、問題なく1年運行している実績があります。また、自動運転バスに乗りたい、見てみたいという理由で町外から訪れる人も増え、観光の一つとも言えるものになっています。

公共交通に自動バス等を導入する新たな公共交通計画の中で、境町のように自動運転について明確に位置づけし、積極的に取り組むことがこの先において重要と考えますが、どのような取り組みが必要かお伺いします。

また、先ほどの事例なども含め、制度の変更に伴う収支変化の見通しと事業の持続可能性という観点での所見、併せて主な利用者である高齢者に対して、変更点及び利用促進のためにどのような周知を図っていくのかお伺いします。

次に、コロナ禍での福祉施設等の支援についてお伺いします。

新型コロナ感染拡大が止まらない中、各施設は感染症対策に苦慮をしていると思います。そして、財務的にも厳しいと考えますが、運営状況を把握し、支援等の対応を行う枠組みがあるのかをお伺いします。

また、福祉施設の運営に対する国や県、町等の公共的な支援制度と、町の今後の支援方針についてお伺いします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

私からは、地域公共交通についてお答えします。

本町の公共交通における課題として、1点目は、民間路線バスがなく、自家用車依存度が高いことから、高齢者の運転免許返納後の町内交通手段の確保が必要であること。2点目は、JR七尾線の減便による町外への交通手段を確保すること。3点目は、コミュニティバスの運行ルートと乗車時間が長いこと。4点目は、デマンドタクシーの事業所から発着場所への移動による非効率性、主にこの4点を認識しております。

これらの課題に対する全体的な方向性としましては、今般策定します「宝達志水町地域公共交通計画」の基本方針に基づき、利便性の高い町内公共交通網の形成、制度の周知と利用促進、JR七尾線の維持と利用促進に努めたいと考えております。

具体的な改善点として、コミュニティバスについては、アンケート結果に基づき宝寿荘を発着点とし、ルートの最適化を図ります。デマンドタクシーについては、利用しやすくするために、旧町域内の移動運賃を値下げします。

更に、デマンドタクシーの非効率性を補うために、旧押水地区から羽咋方面までを繋ぎ、デマンドタクシーよりも安価な運賃設定の定期路線運行便「南北シャトル」を新設します。

次に、収支変化の見通し及び持続可能性という観点からですが、デマンドタクシー、南北シャトル便は、事業者の車両確保経費は固定費としており、利用者が増加し、運賃収入が増加すれば、町一般会計からの歳出額が減少する制度設計としており、持続可能な運営を図っていきます。

また、コミュニティバスの運行経費については、過疎債を財源とし、元利償還金に対する交付税措置を受けております。デマンドタクシーの運行についても、事業者は国庫補助金を受けております。

次に、利用促進のための周知については重要なことと考えており、今年度、デマンドタクシーの周知のため、ケーブルテレビで利用方法をお教えする番組を作成しました。

また、地域公共交通計画のパブリックコメントを募集する際に、新聞報道により周知を図っております。また、利用者が多い宝寿荘に制度変更に関するチラシを掲示しております。

今後は、運輸局の許認可、地域公共交通協議会の審議を経て、新ルートが確定した後、チラシの全戸配布、町広報の掲載、ケーブルテレビでの広報を予定しております。

次に、自動運転バス等の導入については、近年の技術革新の時流に対応しつつ取組む必要性があると認識しているところです。

自動運転については、地域公共交通計画の中でも、「定期的な交通事業者との情報共有、新たな技術に関する情報収集」「中間見直しのタイミングでの導入必要性の検討」とこれらを位置づけ、取組むこととしております。

自動運転は、運転手不足への対応が可能となるものの、安全技術の確立がハードルとなります。今後は、利用者を初め町民の安全を第一に、交通事業者と連携して新技術の動向に関する情報収集に努め、安全面を最大限重視しながら導入できるよう準備を進めてまいります。

最後に、地域公共交通の重要性についてであります。本町では、民間路線バスが撤退しているように、公共交通における収益性が低い地域と言えます。また、コミュニティバスの運行に対し、「空気を運んでいるのではないか」との御指摘もあります。

しかしながら、行政は安心して住み続けられる環境を提供することが重要であり、「空気を運ぶ」のではなく、「行政の責任と決意によって、免許を返納しても町民が住み続けられる安心感を運ぶ乗り物」としていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

まず、コロナ禍における精神面での影響とフォロー体制についてですが、学校においては、長期休業明けには必ず児童生徒の欠席及び遅刻状況を把握しておりますが、これまで、新型コロナウイルス感染症への不安を理由に学校を欠席する児童生徒はおりません。しかしながら、児童生徒の心のケアについては、日頃から留意しなければなりません。保護者との連絡を密にとるとともに、管理職をはじめ、養護教諭との相談、場合によってはスクールカウンセラーとの面談の機会を設けるなど各校フォロー体制を構築しております。児童生徒の精神面に対するフォローは今後もしっかりと行ってまいります。

次に、体力調査の結果について御報告いたします。2年ぶりに行われた体力・運動能力調査は、小学4年生から中学3年生までを対象に行われました。その結果、総合評価が高い児童生徒の割合は、本町の全小中学校が県平均を上回っております。しかしながら、2年前と比較すると全体的にその割合は若干下がっております。各校には、課題を分析させ、体力低下の回復を急ぐことなく、児童生徒の実態を把握しながら継続的な取組を進めるよう指導しております。また、現在、学校の登下校については、車での送迎が多い傾向にあるため、体力づくりに向けて、徒歩通学や自転車通学の呼びかけを行っていきたいと考えております。

次に、デジタル機器の利用についてでございます。本町児童生徒の健康面の状況は、裸眼視力1.0未満の割合は、ほぼ全国並みであり、ここ数年で顕著な低下は見られておりません。ただ、高学年になるほど視力1.0未満の割合は高くなる傾向にあります。この対策として、学校では姿勢指導やデジタル機器が及ぼす心身への影響について保健指導を行っております。また、保護者と連携して、家庭でのスマホやゲームをする時間及び睡眠時間の調査を通して、個別指導をしております。授業中のデジタル機器の活用については、長時間使用とならぬよう配慮しております。

最後に、今後の活用等についてですが、児童生徒用デジタル教科書については、来年度より全学校に英語科が配布され、2教科目として、国語科か社会科が導入され、その活用に期待しているところです。また、5教科以外のタブレット端末の活用については、現在も行われており、体育科では自分の動きを確認したり、音楽科では作曲したり、美術科では製作イメージを持ったり、家庭科では裁縫や調理器具の扱い方の確認をしたりするなど、

児童生徒の学びを深めるために有効に活用されております。

以上です。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長 岡田正人君。

〔健康福祉課長 岡田正人君 登壇〕

○健康福祉課長（岡田正人君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

コロナ禍での福祉事業所への支援についてですが、介護・福祉事業所とは、日常的な業務連携を行っております。

また、毎月の介護給付費の状況を踏まえながら、介護サービスの推移や動向等により運営状況の把握に努めると共に、コロナ禍においても情報交換や感染対策と相談に関する支援を行っています。

次に、福祉施設の運営に対する公的支援についてですが、国・県の支援制度として令和3年4月の介護報酬改定で、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など、事業者の経営状況等を踏まえ、全体で0.7%引き上げられております。

また、感染予防対策経費として、令和3年4月から9月までの間は、全てのサービスの基本報酬を0.1%上乘せしております。10月から12月までの間は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金として、感染防止対策の継続に関わる衛生用品等の費用の一部を、サービス種別や規模に合わせて補助しております。

障害福祉サービス事業所についても同様に、支援事業として衛生用品等の購入費用の助成を行っております。

次に、町の支援制度としては、今年度、感染症対策助成金事業を継続実施しており、町内の福祉事業所、医療事業者等に対し、感染拡大防止に必要な経費を助成しております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や実態を踏まえ、地方創生臨時交付金を活用し、必要に応じた支援策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 次に、7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 私から、漫画図書館についてお尋ねをいたします。

漫画図書館は、漫画本を専門に扱う図書館のことでございます。

漫画について、「古い貴重な漫画から最新刊まで、大人も子どもも楽しめる。漫画のメ

リットは、子どもの成長にもお勧め。様々な登場人物のそれぞれの立場からの心の動きが描かれているので、いろいろな人の立場が理解できるようになる。そして、他人の気持ちを思いやれる優しい人になれる」という意見があるようでございますが、当町の子どもたちの教育に当たっている教育委員会はどのようにお考えでございましょうか。

私の記憶では、平成13年に発足した小泉政権は、「民間でできることは民間に」という基本方針を打ち出しました。これは取りも直さずに、官業の占める役割が大きい現状に対して官業の役割を絞っていこうということだと理解をしております。この時に指定管理者制度ができました。今回の漫画図書館は、新たに事業を起こすことであって、行政改革に逆行していると言わざるを得ません。

漫画が電子化され、スマホ等でも見られる中で、当町があえて北陸初の漫画図書館を開設しなければならないのか極めて疑問であります。

今回、提供されました6万冊全てが、公的な場にふさわしい健全な内容で、知的レベルの高い漫画でしょうか。中には暴力的な描写や性的な内容を含むものも多くあるとお聞きますが、これらはどれだけあって、どのように今後管理されていかれるのでしょうか。

要は、図書館に置く価値のあるものかどうかということであって、それにそぐわない漫画まで公の施設に置くことはいかがなものでしょうか。

また、開設に当たって、幾つかの疑問や問題点がございます。

主なものとして、入館者の対象年齢をどこに想定されているのでしょうか。

先の臨時会では、漫画本は除菌しないと説明がございました。開設者の責任といたしますか、責務といたしますか、除菌されていないものを入館者に貸し出す、あるいは渡すということはいかがなものでしょうか。

漫画本に描かれている時代背景をどのようにチェックし、誰が読み手に説明をされるのでしょうか。あくまでも一例ではございますが、貴重な名作であります手塚治虫の漫画でさえ、差別用語が多く出てまいります。

入館者は6万冊もの膨大な本の中から、読みたい本をどう検索するのでしょうか。自分で目視して取ってくるのか、あるいは施設を何かのシステムを入れるのか、その辺もお尋ねいたします。

漫画本には、貴重な書、新たに発行される新刊、長期に掲載される続刊がありますが、これらのメンテナンスをどのようにしていくお考えなのかお聞きをいたします。

最後に、漫画図書館の運営管理につきましては、先の臨時会では、宝達志水町広域勤労

青少年ホームの指定管理者である宝達スポーツ文化コミッションの自主業務にするという答弁がございましたが、これに間違いありませんね。

以上について町のお考えをお聞きして、一般質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

漫画図書館の開設についてですが、昨年11月、電陽社グループと施設の有効活用に関する基本協定を締結した際に、漫画6万冊が無償提供されることとなりました。

漫画の利活用について検討した結果、漫画に親しむことで楽しい時間を過ごす場、また余暇の場として、そして賑わいの創出につなげるため、広域勤労青少年ホームに置くこととしました。

次に、提供された漫画について、何らかの基準による価値評価を行い、陳列の可否を判断することは難しいと考え、また、時代背景のチェック等については、作者の意図や制作当時の時代的認識を尊重することとし、厳格には行わず、基本的に陳列することとしたいと思います。

しかし、過激な暴力的・性的表現や反社会的、非道徳的な事柄を扱っていると考えられるものについては、適宜、選定等の対応を行います。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

漫画について、教育委員会の見解との御質問ですが、メリットとしては、子どもが絵本から活字の本へと移行する際に、漫画は絵があるので理解がしやすく、有効であると考えています。また漫画は、活字離れを食い止め、読書への入り口となり、文章から想像するのが苦手な子どもでも絵を伴うことで読みやすくなり、物語を理解する方法を習得することができるようになって考えています。

しかしながら、デメリットとしては、漫画は読み手の価値観により良し悪しが決まるものでもあります。判断力が弱いと、少なからず影響を受けるものともなります。ですから、私たち大人が少しでも良い漫画との出会いを作っていくことも必要であると考えています。

現在、本町では、教育立町を推進しており、学力向上を目指して、学習環境の充実を図

る取組を推進しています。特に、学習漫画については、児童生徒の手軽な補助教材として有効と考えており、自宅に眠っている学習漫画の寄附を呼びかけているところであります。以上です。

○議長（金田之治君） 生涯学習課長 坂井 賢君。

〔生涯学習課長 坂井 賢君 登壇〕

○生涯学習課長（坂井 賢君） 7番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

入館者の対象年齢につきましては、多くの方に利用していただくために、制限を行わない方針でございます。

本の除菌につきましては、入館時に手指消毒をしていただき、本自体の除菌等を行わない予定でございます。

次に、目的の本を探す方法につきましては、漫画は概ね出版社別に作者の五十音順に並べてあり、収納場所と蔵書のリストを使用して、案内を行っていきたいと考えております。

次に、貴重な書、新刊、続刊のメンテナンスについてですが、新刊は人気のある作品や社会的評価が高い作品を選んで、追加していきたいと考えております。

管理運営につきましては、指定管理者となるNPO法人宝達スポーツ文化 Kommission が自主事業として行う予定としております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 幾つか再質問させていただきます。

行政改革のお話は、答弁ございましたかね。

それから、いわゆる多くの方を対象としているということであれば、なお更のこと、子どもたちへの対策というのはきちっとすべきではないか。一般の大人であれば、時代背景等々については、何ら問題はないでしょう。しかし、子どもたちが漫画図書館に訪れ、その部分については、一般の大人の対応とは違ってくるのではないですか。そこがよく答弁の中では分かりませんでした。

そして、漫画本のメンテナンスの件をお聞きいたしました。入れ替えをしていきたいということですが、これは当然のことだというふうに思っております。ただ、新年度の予算要求の中には、漫画本の予算は付いておりますでしょうか。私が見た範囲内では付いていないように思います。入れ替えするというのであれば、当初予算にきちっとそ

の予算を出すべきではないかというふうに思います。

それと、もう1つ、指定管理者であるスポーツコミッションが自主業務とするんだということでございますけれども、自主業務ということであれば、今ほど皆さんから答弁のあったことをやろうとした時に、さて運営管理ができる人材はいらっしゃるんですかね。当然、自主業務でございますから、これに伴う委託費も発生しないと思いますが、それで間違いございませんか。きちっとした御説明をお願いいたします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

まず、広い意味での行政改革というか民間でできることは民間でということに関して御質問いただきましたけれども、こちらの地域ですと、残念ながらというか、民間の方が漫画喫茶であったり、ネットカフェであったりとか、そんなものがなかなか採算が合わずに経営できないと、そんな状況でもあるかなと思います。ということで、私共が公的な関与をした中で運営するということは、民間ができることは民間にということはあるけれども、残念ながらできないということであれば、我々がやろうとする方法によって行くことは特に問題はないと思います。良いことだと思ってやっております。

次に、子どもたちですね、相応しくないようなものがあるんじゃないとか、そんなことから子どもたち、また利用者の皆さんを守るというか、目に触れんように、そんなことも大事じゃないかという御意見ですけれども、当然、本であればいろんな本がございます。いろんな内容がございます。それから、全て隔離してしまうというか、先ほども申し上げたような若干問題があるようなこともあるかもしれませんが、そんなものにも触れないということは、知的な刺激であったり、感動であったり、そんなものからもそんなことも得られないと、そういうこともございますので、また今の図書館でもいろんな本は置いていますけれども、特に利用の制限等はありません。

そういうことと同様にやっていきたいと思いますが、心配な場合には、子どもたちの利用者にはそんなことを呼び掛ける。また、子どもが利用する際には保護者の方も同伴していただくよう、そんなことも必要かなと思っております。

そして、新刊の購入であったり、また運営の経費ということについては、利用金収入で賄ってもらうこととしております。ということで、特に予算措置は行っておりません。

以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

今ほど、子どもへの配慮ということについて御質問があったかと思えます。

今、子どもたちを取り巻く環境は、様々な情報が簡単に手に入る時代となっております。最近のテレビ報道等、痛ましい事件がいろいろあります。判断に私共困ってしまう点があるわけでございますけれども、そのいろんな情報の中で、子どもたちには正しい判断をしていく力を養っていくことが大事かと思えます。

様々な情報を全部統制することは、非常に難しいことだと思っております。子どもたちにいずれいろんな情報が入っていきます。それで今、特別の教科として、道徳教育が注目されております。児童生徒が善悪の判断などを正しくできるようにしていくこと、規範意識を高めること、そういうことを特別の教科、道徳教育として今進められているところであります。

そしてまた、子どもたちも判断に苦しむような内容があった時に、そのことを大人の保護者の皆さんと一緒に考える機会としていただければ有り難いと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、児童生徒に正しい判断ができるように、私共大人が仕組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） ありがとうございます。

積極的な答弁もございました。

行政改革についてはいかがなものかなと。行政がやるということと民間がやるのと。民間がやってもペイできないものを、なぜ、あえて行政がやらなければいけないのかという思いを今でもいたしております。行政でやるというのであれば、中身の良いものを子どもたちに提供してあげればいいんじゃないですか。いかがなものかといわれるのがどれだけあるのかという数さえ、どれだけあるんだということもお答えいただけないのであれば、それなりのもの、1万冊ぐらいはあるんでしょう。だとすれば、なお更、きちっとした対応をしていただけないとならんのではないかなと思っております。

いずれにしても、この設備が将来的にうちの町のお荷物にならないような運営をしていただきたいと思います。

併せて、今、サッカー場、新しいものに改良しておりますけれども、当然、駐車場についても、サッカーの子どもたちと図書館を利用される人たちの共用になるんだと思います。そういう部分で、サッカーの支障にならないようにきちっとした対応をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の御質問にお答えします。

重ねて、運営についていろいろな御指摘をいただきました。そういったことを重要な課題としまして、しっかりとやっていきたい。また、御期待いただいておりますように、良い施設として運営していきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 私は、定住促進について質問させていただきます。

現在、定住促進として賃貸住宅建設に対して補助制度があります。また、賃貸住宅に入所する家族にも補助制度があります。

今後の課題は、賃貸住宅から宝達志水町に家を建てていただき、宝達志水町に住んでいただくことが必要なため、宅地造成が必要だと考えます。宅地造成のための補助金制度を提案しましたが、改めて検討してはどうかということです。

ここで、岐阜県海津市の宅地造成支援補助金事業について、ある程度の区画と面積を決めて実施することによって、宅地造成ができるということです。

県内では、内灘町の白帆台、またかほく市の学園台など大型の宅地造成地域がありますが、宝達志水町ではそれが全くできません。

そこで、統一した考えの下で宅地造成をすることによって、一体感を出すことができるのではないのでしょうか。例えば、ほっぴーさんタウン今浜とか、いろいろな形でほっぴーさんタウンの名前を使い、統一感を出すことによって、各地区で何棟以上の宅地造成ができれば、どんどん増やすことができるのではないかと考えますが、このような統一感を出

すことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、空き家の問題について質問いたします。

空き家の中には、財産放棄された物件が出てきていると区長が対応に苦しんでいるという事例があるそうですが、本町ではこのような事例はあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

また、財産放棄された物件の流通や解体を促すような、このような取組が必要ではないかと思いますが、これについてもお伺いいたします。

以上、2点について質問いたします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

宅地造成の推進については、総合計画に基づき、計画的な宅地供給を図るために実施した「住宅団地適地調査」の結果を基に、武道館横の町有地に宅地造成を行うこととしており、来年度、測量及び地質調査業務と造成地の法面工事を予定しております。

その後、民間企業の提案による方法も検討しながら、設計等を行ってまいります。

議員御提案の助成制度と愛称につきましては、実施する方向で内容を検討してまいります。

次に、空き家についてですが、今年度、実態調査を行っておりますが、財産放棄の実態については十分に把握できておりません。

今後、空き家の所有者に対して適正管理を指導する中で、財産放棄の物件については、関係機関と連携し適切に対応してまいります。

空き家の流通促進の要となるのは空き家バンクですが、今年度、登録を促進するための奨励金制度を新設しております。

これは、各集落の区長に協力を得て、所有者に登録を呼びかけ、登録後に所有者の集落に各2万円の奨励金を支給するもので、これまでに4件の利用がありました。

空き家の売買、賃貸に際しては、改修費や家財道具等の撤去費、清掃費の助成も設けており、各種メディアの活用や所有者に周知することで、積極的にPRをしております。

空き家バンク制度は平成28年度の運用開始から今年度2月までに63件の登録があり、そのうち、28件の売買、賃貸契約が成立しております。

コロナ禍の影響で地方での居住が志向されたこともあってか、この数年間はバンク登録

数に対する契約率が6割を超えており、今後も各種制度を活用し、流通を促進してまいります。

また、危険な状態である「特定空家」の解体費用の補助もしております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、3点について一般質問いたします。

第1点目は、新型コロナウイルス感染症から町民の生活と命を守る対策についてであります。

私は、石川県がホームページ上で公表している我が町の新型コロナウイルスに感染した方の状況を毎日閲覧して、記しております。そこには、感染した人の年代、男女別、発症日、検査日だけが書かれてあります。また、濃厚接触者とも一部書かれてあります。しかし、どこでの濃厚接触者なのかは、ずっと日時が経たないと記されません。ですから、迅速な感染対策ができないような状況に陥っていると考えています。公衆衛生の重要な機関である保健所数と保健所の人員をこの20年ほどで大幅に削減したことが、コロナ感染対策を十分にできなくしていることを、感染状況の公表を見て痛感しております。

さて、令和4年に年が変わり、感染力の強いコロナウイルスのオミクロン株になって、町民の中での感染が広がっています。1月は事前のPCR検査の実施もされない中での心配された成人式の開催などもあってなのか、新型コロナウイルスに感染した方々が20代を中心に増えました。2月は70代、80代の感染者もおられますが、10代、20代、そして10代未満の感染者が顕著であります。10代未満の感染者が今年に入り4人おられると。これは、ワクチン接種をしていない子たちを守るために、学校関係者のPCR検査を購入した宝達志水病院にある検査機器を利用して定期的の実施しようとの提案があるにもかかわらず、その必要性を認めない寶達町長の認識と国によるワクチン接種の遅れが原因だと指摘せざるを得ません。

こんな認識と感染対策の体制だから、新型コロナウイルス感染第6波が収まり切れていない間に第7波が起こる可能性が感染の専門家の方々から指摘されています。今やるべきことは、新型コロナウイルス感染によって多くの宝達志水町民が痛めつけられている現実を見て、町長の認識を改めること、そして、現実をどう立て直すかという対策を行うこと

が求められていると思っています。それが新たな感染拡大の波を引き起こすことを食い止める対策に繋がると考えるものであります。

ここで、まず最初、寶達町長の認識についてお聞きします。

新型コロナウイルスオミクロン株の危険性をどう認識しているのか。また、令和4年度の当初予算提出に当たり、新型コロナウイルス対策をどう位置づけたのかお聞きします。

次に、感染対策について、各担当課長にお聞きします。

まず、冒頭でも言いましたが、小中学生の新型コロナウイルスへの感染の原因は、ほとんどが家庭内感染だと思えますが、町内ではどうなっていて、どう考えているのか。また、子どもの感染の危険性をどう認識しているのか、学校教育課長及び健康福祉課長にお聞きいたします。

次に、町が最近購入したPCR検査機器についてです。

この町内の診療所や教育機関、介護関連施設の方々などから、このPCR検査機器の利用要望が届けられています。この要望にどう応えるのか町長にお聞きします。

次に、コロナ禍での経済支援についてお聞きします。

コロナ禍で減収となった中小企業に支払われる国の一時・月次支援金についてです。この支援金についてですが、2月の初め頃、町内の業者の方にお聞きしたのですが、この支援金の申請書類を何度出しても、突き返されるという問題が起こっているということでもあります。そのため、申請を諦めたという方もいることをお聞きしました。なぜそうなっているのか。その方が言うには、経産省の官僚の不正支給問題から支給要件調査が長引いているという問題が背景にあるということをおっしゃっておいりました。悪さをした官僚のために売上げ減少に苦しむ業者に給付金が遅れているようなケースはないのかどうか、そして、そういう実態を把握した場合はどう対処しているのか、関係課長にお聞きします。

次に、コロナ感染で臨時休校をした子どもの世話のための休業に対応する小学校休業等対応助成金についてであります。

この制度は、3月末までが対象期間になっています。ただ、この制度は、利用する対象者の働く企業が申請や協力をしなければなりません。これを断る企業が2月の初めの段階で、たくさん出ていました。企業がこの制度の申請や協力をしない場合、県にある労働局が企業に働きかけますが、事業主が休業と認めなければ支給されません。労働局が行った企業への働きかけでも要請に従わない、そういう企業もあります。

こういう状況で誰が問題になるかというところ、一番困るのが、有給もなく、蓄えも少ない

非正規の労働者であります。労働局に相談したら首にする的なこと言われたという方も、事業主から言われたという方もいます。関係課長にはこの制度の照会を求めます。

本来なら企業と労働者の間に入り、労働者のためにコロナ助成金を受給できるように企業を説得する義務が都道府県の労働局にはありますが、どうしても応じない時のために、実は滋賀県の米原市が、国の制度を申請できなかった人が対象となる制度を創設して、学校休業等対応緊急応援金と言いますが、そういうところがあります。実態を調査し、創設を検討する考えはあるのかどうかお聞きします。

第2点目にお聞きするのは、引きこもり支援対策についてお聞きします。

今月1日に、祖父と父の遺体を金沢市の砂浜に捨てて、死体遺棄の疑いで34歳の男が逮捕されました。現在のところ、殺人事件ではないにしても、事件を起こした男の中学校時代の友人は、不登校や引きこもりが続いていたと語っていると新聞にありました。

家族が病気してもお金がなく、使える制度の知識もなく、相談相手もない。亡くなっても対応できない、こんな状況にある家庭は増え続けているように思います。実は、これに対応すべく石川県の障害保健福祉課では、引きこもりの状態にある人は全国で100万人を超えると推計されると見えています。県内では1万人いると推計しているのです。そして、引きこもり対策は喫緊の課題と位置づけ、専門家による介入が必要との見解を示しています。

国も引きこもり支援の対策費用、今年度の約3倍にして、令和4年度は3倍にして充実を図ろうとしています。そのため、県の障害保健福祉課の職員の方は、立ち上がりが遅いこの宝達志水町だと思いますが、二度も当町を訪ねてきて、この問題に取り組むための新たな枠組みづくりを構築しようと働きかけてくれています。

そもそも、社会福祉や社会保障というのは、その時代その時代に社会から生み出されてくる社会問題に対応していくという政策であります。介護問題でいっぱいだから新しい問題に取り組めないとか、感染対策で大変だから取り組めないという言い訳は、社会的には通用しません。それは町民の健康・福祉に携わる公務労働者の責務だからであります。まず取り組むという姿勢が求められています。

そのために、令和3年度は引きこもり相談・支援者研修会が県の福祉課のほうの主催で、県内で3回ほど開催されました。健康福祉課としては、参加されてどんな感触を得たのかまずお聞きします。

この取組は、県の障害保健福祉課も力を入れていて、町の健康福祉課だけでなく、副町

長の下にも説明に訪れたと聞いております。副町長はどう受け止められたのかお聞きします。

また、御存じだと思いますが、この引きこもり支援の充実の事業は、市町村に対して3つを要請しています。

第1は、引きこもりの相談窓口をつくり、町民に周知すること。第2は、支援をする対象者の実態やニーズを把握すること。第3に、第1と第2を充実させると同時に、石川県の障害保健福祉課の引きこもり支援センターと連携を取り、引きこもり支援の企画・立案をしたり、対象者の対象家庭を組織し、活用できる制度を利用して、引きこもりの対象者家庭の福祉施策を充実し、プラットフォームをつくることです。

こういう事業に国から2万人以下の人口の自治体では、最高500万円の助成金が出ています。御存じかどうか健康福祉課長にお聞きします。

最後に、寶達町長は、国からの助成金を受けこの問題に取り組まれるのかどうかお聞きします。

3番目にお聞きするのは、補聴器の購入補助についてお聞きします。

なぜ、この問題をお聞きするのかといいますと、宝達志水町の令和4年度の予算説明の際に、宝達志水町の国民健康保険に加入されている方々の使う医療費が県内でトップクラスであり、それがずっと続いているという発言を町執行部からお聞きしたからであります。

私は、医療費支出が高い原因は町民にあるのではなく、行政にあるのではないかと考えているからです。御存じのように宝達志水町は、ある理由でこれまで全国でも有数のC型肝炎、B型肝炎の患者さんが多くおられる地域です。だから、その治療のための医療費も多くかかってきました。ところが、10年ほど前に新しい肝炎の飲み薬ができて、肝炎は以前よりもずっと治りやすい病気となりました。その当時の町の健康福祉課長は、医療費の高さは新しい肝炎の治療薬の服薬とともに改善されていくという旨の答弁を、私にしていました。ところが、先ほど紹介した町執行部からの発言です。「本当に全てのB型、C型肝炎治療者の方々が新しい治療薬を服薬することができたのでしょうか。もしまだなら、医療費を下げるために、町は肝炎の治療薬の服薬のための医療費の助成をすれば、国民健康保険の医療費の支出の減額はできるはずです」。経済的な理由で治療の中断をしている人がいるにもかかわらず、肝炎の医療費助成もしないで医療費が高くなっていると騒いでいるようなら、天につばを吐くようなものであります。地域の特徴に沿った医療の助成制度があってもいいのではないのでしょうか。これは質問事項ではないのですが、ぜひ関連を

調べていただきたいと思っています。

さて、同じように、加齢性難聴の放置についても、私は、医療費が高止まりになっている原因と言えるのではないかと考えています。厚生労働省の委託研究でも、認知症の危険因子の一つが難聴であります。そしてWHO、世界保健機構は、難聴は放置すればさらにひどくなるし、認識できない音が増えていくと、病気、難聴が進行していくことを訴えています。今、高齢化が進んで、高齢者の社会参加と定年延長が行われている中で、耳が聞こえにくいというのは大きな障害になります。高齢者の社会参加の必需品が補聴器であります。

ところが、調べましたら、人それぞれの聞こえに合せることができる補聴器というのは、非常に高価なんです。大体片耳で20万円から30万円、40万円とします。精密機器なんです。年金や低所得の方は購入を諦めざるを得ません。早く補聴器をつけていれば聞こえも改善できるし、難聴の進行も抑えることができる。そして社会参加ができ、痴呆性の発生も遅らせ健康になり、医療費の支出も抑えることができる。こんないいこと尽くめのことが、補聴器の高額さと、町だけじゃないんですね、県・国の購入助成制度の貧しさのために、逆になってしまっています。そして仕舞には、行政マンに先ほど言われたように、医療費を使い過ぎだとぼやかれる。

さて、まず現状をお聞きします。こういう聞こえのレベルの人に補聴器の購入補助があるかという質問であります。答弁を傍聴者の方々や聞いている方々に分かりやすく教えてください。

それとの対比で、世界保健機構、WHOは、何デシベル以上の人は健康のため補聴器をつけろと言っているのか、分かりやすく説明してください。

それでは次に、重度難聴まで行かない方で、大体所得が200万円から300万円の所得がある方が30万円の補聴器を購入するときの医療費補助はどれだけですか。障害者には認定されていない方です。

この問題の最後に、難聴は病気の進行にも抑制にも波及します。医療費を抑えるため、国の根本的補聴器購入助成制度への働きかけが重要ですが、同時に、町は独自で補聴器購入の助成制度の検討が必要だと考えます。町長はいかがお考えかお聞かせください。

以上。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

オミクロン株の危険性については、デルタ株に比べ重症化リスクは低いものの、感染力が強いことが特徴であります。

来年度予算では、3回目のワクチン接種に係る経費、自宅療養で買い物ができない町民への食料支援、高齢者施設等の新規入所者へのPCR検査費用等の補助を計上しており、対策を行ってまいります。

次に、町に対して、地元診療所や介護関連施設からの町立病院のPCR検査機器の利用要望はありません。町立病院の受診において、必要な場合に検査を実施いたします。

次に、小学校休業等対応助成金は、小学校等の臨時休業等に伴い、令和3年8月1日から同4年3月31日までの間に、子どもを養育する従業員に有給の休暇を取得させた事業主への助成金です。

休業等対応支援金は、同期間に小学校等の臨時休業に伴う子どもの養育のために、契約した仕事を履行できなかった保護者への支援金です。

本町では、小学校等の休業や自粛等の日数が少ないこと、また、制度への問い合わせがなく、申請できなかったケースを確認しておらず、御質問の際に御参考で示していただきました米原市のような子育て支援制度の創設は考えておりませんが、今後、状況に応じて対応を検討いたします。

なお、町では、制度の情報をホームページに掲載し、関係機関でチラシを配布して周知を行っているほか、相談に対しては必要な対応を行っております。

次に、引きこもり支援についてお答えします。

まず、国の制度を活用した窓口の設置についてですが、御指摘の支援メニューは、介護、障害、子育て、生活困窮等の複合的課題に対して、関係機関が連携して行うよう推進されています。

町では、健康福祉課、健康づくり推進室、教育委員会等が連携して相談支援を行っていますが、今後、庁内での情報共有や対応の連携を深めるために、市町村プラットフォームの設置を検討いたします。

また、国の補助事業である「引きこもりサポート事業」がありますが、これは、専門性を有する者による相談支援、安心して参加できる居場所や関係機関とのネットワークづくり、当事者や家族を対象とした会合の開催、実態把握等が主な事業内容であります。

ところで、相談内容は、不登校、生活困窮や生きづらさ、様々な面での孤立感等、個別

性が高い上に繊細な内容であり、また、表面化しづらいのが実情です。

今後は、実態把握やニーズの程度、適切な事業所の把握に努めていきたいと思えます。

次に、補聴器の購入助成については、障害者総合支援法による国の基準に沿って対応しており、町独自の助成については考えておりません。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） では、私のほうから小島議員からの質問、先月、県の障害保健福祉課が、昨年10月に小川にできました引きこもり者の対応施設、おばちゃんちの件で来て、健康福祉課、健康づくり推進室、そして私と話し合いを持ったというのは事実であります。

話し合いの内容は、簡単に申し上げますと、おばちゃんちの代表者との話し合いの場を持ってほしいということでした。私からは健康福祉課と健康づくり推進室の担当者にまずはおばちゃんちの代表者と話し合いの場を持って、事業内容等の聞き取りを行うように指示したところであります。既に報告は出ていまして、おばちゃんちの活動内容につきましては、概ね把握しているところであります。

現状は代表者の中町さんが個人で頑張っているというのが現状であると思っています。また、将来的には法人化も考えているということでもございました。今後は、おばちゃんちの事業所としての業務内容や相談支援の専門性の有無などを精査して、将来的には先ほど小島議員が出したような、国の引きこもり事業もありますので、そういった国の引きこもり事業の委託が可能かどうかというようなことも検討していきたいと考えております。

やる気があっても、ああいった社会活動を最初からなかなか経営が軌道に乗るといった部分でありまして、そうした方の取組を傍観するのではなくて、役場にしろ、社協にしろ、可能な範囲で応援していくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長 岡田正人君。

〔健康福祉課長 岡田正人君 登壇〕

○健康福祉課長（岡田正人君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

引きこもり状態にある方などの社会参加に向けた支援体制の構築に向けた事業についての御質問ですが、引きこもり相談窓口の明確化と周知につきましては、当町も既に実施し

ており、県内では17市町が実施しております。当町の相談窓口は、健康福祉課と健康づくり推進室、また不登校児童・生徒に関しては教育委員会で対応しております。

支援対象者の実態やニーズの把握については、まだ実施しておらず、県内では石川県のほか4市町が実施しております。

市町村プラットフォームの設置と運営については、現在、関係各課で対応しており、適時に情報共有をしております。県内では9市町が設置・運営をしております。

予算についてですが、国の補助事業として引きこもりサポート事業があります。地域のニーズに応じての任意事業であり、事業内容としては、相談支援、居場所づくり、ネットワークづくり、家族向け勉強会や当事者会の開催、実態把握などです。人口2万人以下の当町では、国から250万円、町負担が250万円の合計500万円が上限額となります。県内では唯一、令和3年度から金沢市が実施しており、事業費は48万円と聞いております。

引きこもり相談・支援者研修会についてですが、県の引きこもり支援センターであるこころの健康センターが主催したものが、今年度3回開催されましたが、健康福祉課からは参加していません。しかし、同センターが主催した公開講演会には参加しております。

また、対象者の存在の数に関して調査を行ったかについては、先ほどの質問とも重複しますが、支援対象者の実態やニーズの把握はまだ実施していません。今後、関係各課と検討していきたいと考えております。

次に、補聴器の購入助成は、「障害者総合支援法」における「補装具費支給制度」の対象項目であり、対象は「身体障害者福祉法」で定められており、身体障害者手帳の取得が条件となります。聴覚障害者の等級は2から6級までで、両耳の聴力レベルが70デシベル以上が対象となります。

世界保健機関（WHO）は、平均聴力レベルが41デシベルから福祉サービスを必要とする聴覚障害をもつ者という基準を提唱しており、これは1メートル離れた距離での普通の話声を理解可能できるレベルであります。世界保健機関は、両耳の平均聴力レベルが40から69デシベルの難聴者等は補聴器や文字による情報保護を必要とする人が多いにもかかわらず、必要な福祉サービスを受け入れられないでいると言っています。

次に、所得200万円の60歳の中・軽度の難聴の方が30万円の補聴器を買うと医療費控除は幾らかとの質問でございますが、保険金などの補填がないならば、一般的に20万円の控除額となります。

また、医療費控除を受けるには、医師等による診療や治療を受けるために必要な補聴器

の購入費用として、補聴器適合に関する診療情報提供書が必要となります。

以上であります。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） やっぱり、町長が先ほど答弁されたんですけれども、やはりそうかと思ったことがあったんです。というのは、オミクロン株というのは、重症化リスクは低いんじゃないんです。重症化率が低いんですね。リスクは皆一緒なんですよ。コロナウイルスというのは、人間の細胞に入ってそれを駄目にするんです。人間の臓器の中で再生できる場所というのは、肝臓だけなんです。あと、違う臓器に感染して駄目にすれば後遺症として残っていくのです。リスクが低いんじゃないくて、率が低いということをちょっと改めていただけたらなというふうに思うんです。それで、重症化率が少ないからというふうな状況があるのかな、PCR検査もしないという状況があるのかなと思ってしまったのです。そこを、ちょっともう一回答弁していただきたいなと思います。

子どもにどんなリスクがあるかということの後遺症とかを含めて、群馬県立小児医療センターで感染を専門としている先生が論文で発表しておるんです。また、ネットでそれを調べていただけたら、すぐに分かりますのであれなんですけれども、やはり治っても、何か月後かに倦怠感で何もしたくないという子が出てきている。それとか、まだ味覚とか聴覚、臭覚、これに残ってくると、リンパ節が腫れている、3か月経っても、そんな怖い病気なんです。重症化リスクが低いんじゃないくて、重症化率が低いので、でも、重症化率が低くても、これだけ感染力が3倍も4倍もあるようだったら、これまでと同じ状況になりますよね。人が増えるんですから、重症率が低くても一緒ですよ。だから、そこをちょっと改めて、そういう考えでやっていただく必要があるんじゃないかなというふうに思ったので、ちょっとそこをもう一回お聞きしたいと思います。

それと、分かりやすくというふうに難聴の問題で、補聴器の問題で言ったんですけれども、分かりやすく言ったつもりで、どういう人がもらえるかという、70デシベル以上の人と言うのはどういう人かといったら、耳元で大きな声で、会話で話さないと聞き取れない、これが高度・重度の難聴の方なんです。ここに補聴器が助成されるんです。

先ほど所得200万円から300万円の人が、ちょっと聞こえにくいんやと、だから、早く治したいけれども、片耳に20万円、30万円するんや、仕事を辞める前に買いたいんやけれどもと思ってみたら、さっき今、控除20万円と言われたけれども、それ、幾ら返ってくるか

という2万円ですよ。30万円の補聴器を買うのに、サラリーマンは2万円なんです、早く治せばいいのに。問題は国ですよ。これだけ分かっておいて、国がそうやって整えないというのもそうやし、ここでは医療の高い原因にされて難聴の人、これは俺らのせいじゃないんだからというふうに声が聞こえてきたものですから、この質問をしたんですけども、やはりWHOが言っている、難聴の人は早く補聴器をつけたらいいというのは何デシベルかという、41デシベルからの人なんです。41デシベルの方というのは、どういう方かという、時々人の言うことが聞き取れない、そういう方に早く付けると、予防のために早く付けると、もっともっと悪くなっていくよ、違う病気になっていくということでWHOが言っておるんで、そのために国が重い腰を上げないものですから、今、全国で数えたら54の自治体が、電話もかけましたけれども、54の市町村で助成制度が行われていると。これは2月末現在ですね。まだ3月に予算委員会があつてどうなるか分かりません。

そういう状態なので、大抵のところは2万円、3万円の助成をしますよというところが多いんですけども、私はそれでもやはり若いときに、若い人が60代終わりに、仕事を65歳で終わるのかな、そういう人らが、もうそれなら退職金で補聴器を付けるかというふうな弾みにもなっていくような、それで病気も少なくなって医療費も下がっていく、そういう良い効果があるんです。

ですから、その辺をちゃんと認識していただいて、助成していく検討を今すぐこのあれでしろということじゃなくて、医療費との関係で検討をしていくと、これが必要ではないかということを行っているわけです。健康福祉課長にそこはどうかと。そんなもの知らん、悪いのは患者やというふうにするのか、それとも、それを治して、補聴器での関係でやることについて、国の機関はもう出しておるんですけども、検討していくかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それと、引きこもりに関しては、本当にそんな相談活動をやっておるんですかね。教育長、健康福祉課長、こういう相談があつたよというのがあれば答弁してください。なければ別にいいです。そういうことをやっていると言うんですけども、私が調べたけれども、そういうのを聞いたことがないものですから。ただ、町長も副町長も積極的な前向きな答弁をこれにさせていただいたので、それでいいなと思って、とにかくそういう考えは、すぐ予算をつけて実行していくというのが大事だと思っていますので、もしそのことも3つ目の質疑といたします。お願いします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の質問にお答えをいたします。

リスクが低いということと確率が低いということについて、厳格な意味の違いとかそのようなものがどうかというのはちょっとあれですけども、私も小島議員も同じことについて、同じように認識しておるなと思っております。そういうことでありますし、重症化しにくいにしても、数多くの方がかかれば重症化してしまう方も多いということも同様に認識しております。

以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 小島議員の質問にお答えいたします。

先ほど引きこもりの支援の在り方ということについて、おばちゃんちの中町さんとのいろいろな相談がありますかという話でしたけれども、お子さんの相談については、私は直接関わっておりませんが、中町さんとのこれからの引きこもりの支援とか、不登校の子への対応とか一般的な話について、先頃から話をさせていただいております。

一人一人の内容については、ここではお話しできませんので、一応中町さんとの話は持っているということで御了承願います。

以上です。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長 岡田正人君。

〔健康福祉課長 岡田正人君 登壇〕

○健康福祉課長（岡田正人君） 11番 小島議員の再質問にお答えします。

難聴の補聴器の支援についてでございますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたように、障害者総合支援法に基づく国の基準に沿って対応しており、町独自の助成については、現在考えていないということでございますので、それ以上の答弁は私のほうでは今できません。

それと、相談の形なんですけれども、実際、私も実の担当ではございませんので、どういった方からどれだけ受けているかということは、今、現状では把握しておりませんので、お答えすることはできません。

それと、相談窓口は、先ほど申し上げました健康福祉課、健康づくり推進室、教育委員会等々で設けておりますので、そちらで内容的にかなり難しいものであれば、県のころ

の健康相談にも連携しながら相談を受けているところでございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） ちょっとお聞きするのを忘れておったんですが、小学校休業等対応助成金ですけれども、私はいろいろと小学校のお子さんを持つお母さん方にお聞きしてみたら、知らないという人は全部でした。周知徹底というのはされていますか。例えば、広報に載せたり、町のフェイスブックに載せたり、いろいろとやるということは、皆さん御存じなんですかね。そういうことを町として努力をされているかということをお聞きして質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 11番 小島議員の質問にお答えいたします。

今の御質問については、最初に私が制度についてはホームページに掲載しているほか、関係機関でチラシを配布して周知を行っているというふうに答弁をしております。

一方、更なる周知も必要ではないかという御提案ですので、そういったことも必要に応じてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第2号から議案第27号までの議案25件及び報告第1号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第2号から議案第27号までの議案25件及び報告第1号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（金田之治君） お諮りいたします。委員会審査のため明3月4日から3月10日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月4日から3月10日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は3月11日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時45分散会

令和4年3月11日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
総 務 課 長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
企画情報課長 大 下 佳 子
財 政 課 長 金 田 成 人
商工観光課長 安 達 大 治
住 民 課 長 定 免 文 江
税 務 課 長 守 田 幸 浩
健康福祉課長 岡 田 正 人
健康づくり推進
室 長 浜 坂 浩 幸

農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	藤本清司
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長	笠松幹生
生涯学習課長	坂井賢

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第28号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算(第13号)
- 日程第2 同意第1号 副町長の選任について
- 日程第3 発委第1号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 発委第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く抗議し、ロシア軍の即時撤退を求める決議
- 日程第5 同意案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第6 同意案件の採決
- 日程第7 議案に対する質疑
- 日程第8 討論
- 日程第9 採決

◎開 議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただ今の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、3月3日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に、各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 勝二正人君。

〔病院運営特別委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る3月4日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から細部にわたる説明を受け、「医師修学資金貸与事業」、「看護師等医療職の処遇改善」、「PCR検査機器の活用方法」、「新年度購入予定の医療機器」などについて質疑があり、活発な審査が行われました。

委員会としては、案件を慎重に審査した結果、議案6件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「医師の確保に町を挙げて取り組み、充実を図りたい」との意見が出されました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、本委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員会委員長 松浦文治君。

〔教育厚生常任委員会委員長 松浦文治君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る3月7日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、「マイナンバーカード取得率と年齢層」、「町営墓地の区画増設及び合葬墓について」、「国民健康保険特別会計の被保険者数、医療費の高額要因、基金の保有額など運営状況について」、「コロナ禍での国際交流事業の現地学校とオンライン交流の実施」などについて、質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案8件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「小学校統合に導入されるスクールバスの更新・増車を計画的にされたい」との意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして、本委員会に付託されました案件について、去る3月9日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「区長への報酬と区への事務連絡費の運営の在り方」、「温泉施設、古墳の湯の運営状況」、「さくらの木の整備の充実」、「基金の運用について」、また、「町職員給与の他市町村との格差を是正する問題」、「宝達山休養施設山の龍宮城の再建計

画」、「町営住宅整備の際の入居者の移転対策」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案15件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、本委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） これで委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（金田之治君） これから議案全般にわたっての討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、令和4年度の予算を決める今3月定例議会に上程されました議案について、討論いたします。

まず、反対する議案は、議案第2号の令和4年度宝達志水町一般会計予算案から、議案第8号の令和4年度宝達志水町下水道事業会計予算案までの令和4年度会計の7件です。令和4年度の病院事業会計予算案については賛成します。

以下、討論を行います。

令和4年度の予算に求められる最大の課題は、長引く新型コロナウイルス感染症から町民の命と暮らしを守ることです。令和4年度の一般会計予算案の問題点は多くありますが、この問題に絞り発言します。

令和4年度町予算は、新型コロナ感染対策が全く不十分です。宝達志水町でも高齢者施設や保育所、小中学校に感染が広がっています。感染は、高齢者や基礎疾患を持つ方々にとっては直接命に関わる重大事であります。また、子どもたちにとって新型コロナウイルス感染は、将来の後遺症が懸念されるという多くの専門家の事例紹介と指摘があり、それに応えるべきでありました。

国や石川県、そして町というこれまでの感染の役割分担と同じような考え方を持って行政を進めるべきでないことを、町長や職員の方々はそろそろ気づいていただく頃であります。

当初、国や石川県は、PCR検査が医療体制を破壊するという非科学的なことを言って、積極的な利用を抑えさせ、その利用を控えるための通達まで出して地方を縛ってきました。地方もそれに従ったために感染第6波まで来ています。第7波も言われています。また、こんなに感染が長引いて広がりが収まらないにもかかわらず、感染の原因解明や市町村を指導するはずの最前線の保健所を、以前の3分の1に縮小させたままであります。

また、感染しても医療を受けられないで自宅で亡くなる人が多く出ていても、公的病院などの急性期病院の病床を削減させることに熱中している政府。こんな時には、町民の命を守るために、市町村から県や国を動かす事例を作っていく気概が、町長だけでなく職員の皆様方にも求められていると考えます。

これまで通りが通用しないという意識への刷新が、コロナ感染対策に求められています。小さな町に保健所の役割を押し、感染対策を全てやるように言っているわけではありません。せめて、無症状感染者の影響が出ないように、感染が直接命に関わる高齢者施設の高齢者と職員、そして、直接患者と接する病院職員、子どもたちの教育関連施設での職員と子どもたちに、定期的なPCR検査を受けることができるような工夫をしようという提議なんです。そのためには3つの改善が求められます。

1つは、PCR検査のやり方の工夫です。検体を入れる試験管に5人から7人の複数の検体を入れて一度に検査し、コロナウイルス陽性が出たら再検査を1人ずつ行う。

2つ目には、宝達志水病院に導入されたPCR検査の機械をフル稼働させるために、町の一般会計で臨時のPCR検査に特定した技師を数名雇用すること。

3つ目には、町のコロナ対策本部会議に、医療の専門家である医師に必ず参加してもらいアドバイスを受け具体化することです。

そのための予算は毎年あります。あとは「コロナで町民の命を亡くさない」という町長の決意次第であります。

コロナ感染から町民の暮らしを守るためには、町の自営業者の実態把握を商工会任せにしないこと。商工会に入っていない事業者もたくさんおられるということを再認識することです。納税困難事業者に対する減免措置を創設すること。

国の小学校休業等助成金は、国の制度を利用できない対象者が全員利用できるようにする制度を創設することを求めます。

令和4年度国民健康保険特別会計についてですが、国民健康保険税が、同じ所得の別の健康保険加入者と比較して1.6倍の保険料、保険税の高さだという認識を町は持っているはずであります。その改善が一向にされません。今回、未就学児の均等割の半額の1万数千円を減額する条例改正で計上されています。僅か20人分、いいことですが、子どもは働いていないので、福祉制度としての国民健康保険では、全ての18歳以下の子どもたちの国民健康保険税の均等割は無料にすべきです。

そもそも現在、町の健康保険には、国民健康保険加入世帯1世帯当たりになると、多く言って約10万円の基金があります。1世帯10万円です。この基金の原資は、国民健康保険に加入している方が支払い過ぎた税金としてため込まれたものであります。支払った人に還付すべきです。そのためにも、充実した国民健康保険税の減額及び免除の制度をつくるべきです。基金がなくなれば制度維持のため一般会計から繰り出しをすればいいのです。

後期高齢者医療制度についてですが、高齢になるほど病気が増えたり重くなったりするのに、令和4年度の10月から、月々16万6,000円以上の年金収入がある方は、医療費が2倍になります。2倍になっても町の高齢者はこれまで通りの医療を受け続けることができるのかどうかの町独自の調査が求められています。調査の結果、十分な医療が受けることができないと分かったら、制度が解約されたことに対して、意見を国や県に対し上げていくことが求められています。今回の保険料の値上げなどはもつてのほかであります。

介護保険特別会計予算案についてですが、前回の介護保険、3年前は、職員が集団で介護保険計画を手作りしたという認識が私にはあります。しかし、今回の介護保険計画の策定の特徴は、多くを業者に委託してつくらせたということです。そんな予算があれば、介護保険料は利用料の減額に回すべきです。手作りの重要性は、介護関連の職員が利用者の

実態を把握するということでもあります。

介護保険を利用する人が、コロナ禍で十分な利用ができていないのはなぜか、高齢者が増え続けているのに介護保険の予算が下がり続けているのはなぜか、十分に利用できない原因がどこにあるのか、安心して利用できるにはどうすべきか、町民の立場に立った納得できる説明が必要ですし、対策も求められています。

上下水道事業会計ですが、この利用料金の高さが少子化を助長し、若者定着の障害になっているという私の長年来の指摘は、今年度も当たってしまいました。それにもかかわらず同じ料金で事業を継続することは、行政の不作為を指摘しなければなりません。人口を増やし子どもたちを増やす、真剣な考察が求められています。

ケーブルテレビ事業特別会計についてですが、利用者が一気に増えない原因はどこにあるのか、情報から閉ざされている高齢者はどうしているのか、把握して、公開し、検証することが求められています。情報提供の環境が大きく変わっている時に、これまで通りの事業をこれまで通り進めるという考え方の改善を求めます。

最後に、医師修学資金貸与条例案について、賛成討論します。

私の質疑や病院運営特別委員会でも明らかになったのですが、この条例では、医師の確保は極めて困難ということでもあります。それは第1に、大学の医学部に入学した時点で、8年後の初期研修などを終えて宝達志水病院にすぐに就職をする約束をしなければならないということでもあります。研修を終え、医師としての腕を磨くことを追求することが、一番の、医学生にとっては現実的にあり得ないことでもあります。

第2に、宝達志水町の地域医療を担っているのは宝達志水病院だけではありません。訪問診療や小児科診療に関しては、町にあるクリニックや医院が大きくその役割を担っています。この2つの診療所の医療展開がなくなれば、若者は結婚してこの町に住むことが困難になります。また、訪問医療で命をつないでいる高齢者の家族が、住むことが困難になります。

ここに適用することができない条例案であります。

医学生の方々にお聞きすると、やっている感だけが目立つ医師確保の条例だとの意見をいただいたことを進言いたします。

ただ、不十分ではありますが、行政が医師確保に前向きになり始めたという意味では、評価できるものであります。

実際に医師の確保を実現するためには、粘り強く働きかけかけていくという議会の、病

院運営特別委員会が以前提示し雑誌に収めた医師確保の方向で取り組まれることを進言し、議案第22号の条例の賛成討論とします。

最後になりますが、高下副町長が農水省に帰り、官僚としての任務に復帰することが全協で報告されました。国の官僚としての仕事の対象人数である1億2,000万人から、1万人の宝達志水町への業務は慣れるのに大変だったと思っています。ただ、行政の情報公開の進捗の到達点の認識を広めたり、公務員としての仕事の厳しさを職員に残していったのだと感じています。

宝達志水町に若者が多く住み、子どもたちの声で賑やかになるには、農業や漁業、林業それだけで生活していける人が増え、そのための仕組みづくりが必要です。まさに、高下副町長の仕事の分野になります。期待しております。本庁で御活躍されんことを心より願っています。本当にお疲れさまでした。

○議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

まず、議案第2号 令和4年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第3号 令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第4号 令和4年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第5号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第6号 令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第7号 令和4年度宝達志水町水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第8号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第9号 令和4年度宝達志水町病院事業会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第10号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第11号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第15号 令和3年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）までの議案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第15号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第11号から議案第15号までの議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第16号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について及び議案第17号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号及び議案第17号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第16号及び議案第17号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第18号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第21号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第18号から議案第21号までの議案

4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議がないものと認めます。したがって、議案第18号から議案第21号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第22号 宝達志水町医師修学資金貸与条例について及び議案第23号 宝達志水町医師修学資金基金条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第22号及び議案第23号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第22号及び議案第23号までの議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第25号 町道米出今浜線橋梁整備工事（A2橋台）請負変更契約の締結についてから議案第27号 子浦川水防事務組合の解散についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第25号から議案第27号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第25号から議案第27号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について 専決第1号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第1号は委員長の報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

◎日程の追加

○議長（金田之治君） お諮りいたします。ただいま議案4件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎追加議案の上程・説明

○議長（金田之治君） それでは、追加日程第1 議案第28号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第13号）から発委第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く抗議し、ロシア軍の即時撤退を求める決議までの議案4件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします、補正予算関係及び人事関係について御説明申し上げます。

まず、議案第28号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

今回の補正は、3,839万5,000円を増額し、総額を91億6,537万1,000円とするものであります。

総務費では、ふるさと納税が過去最高額となる見込みの中、所要の経費を増額するものであります。

商工費では、まん延する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店、宿泊業及び浴場業を営む事業者に対して、事業継続を支援するため第3弾となる給付金を追加するものであります。

土木費では、2月の大雪により除雪費用が不足するため、所要の経費を追加するものであります。

歳入には、地方交付税、国庫支出金及び寄附金の補正をするものであります。

繰越明許では、今回の補正予算で追加いたしました飲食店等への給付事業で、年度内の完了が見込めないことから次年度へ繰り越すものであります。

次に、同意第1号 副町長の選任についてであります。

高下栄次氏から3月31日限りで副町長を辞職する旨の申出を受けたため、引き続き、着実な町政推進体制を確保するために、金沢市兼六元町3-29大岩慎一氏を新たに副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、同意を求めるものであります。

大岩氏には、行政経験を基にした町勢発展への貢献を期待するものであります。

そして、国へ復帰する高下氏には、3年間の多大な功績に心から感謝をいたします。

以上で、案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 次に、議会運営委員会委員長 北本俊一君。

〔議会運営委員会委員長 北本俊一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（北本俊一君） 発委第1号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、宝達志水町課制条例の一部改正で、住民課と税務課が統合し税務住民課を新設し、危機管理室が担当する部門と住民課所管の生活衛生部門を統合した環境安全課を新設することにより、常任委員会の所管を改正するものであります。

改正内容は、総務産業建設常任委員会所管の税務課を税務住民課に改め、新たに環境安全課を加えます。また、教育厚生常任委員会所管の住民課を削除するものであります。

次に、発委第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く抗議し、ロシア軍の即時撤退を求める決議であります。

2月24日、ロシアは一方的にウクライナへの侵攻を開始した。「主権の尊重」や「領土の保全」、「武力行使の禁止」などを義務付けた国連憲章にも国際法にも違反する紛れもない侵攻行為であり、直ちに軍事行動をやめ、撤退することをロシアに強く求める。

宝達志水町議会は、この事態が私たちにとって決して他人事ではないということを心から訴えると同時に、この蛮行を許さないという声を上げることを決意し、ここに決議する。

令和4年3月11日、石川県宝達志水町議会。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎同意案件に対する質疑・討論の省略

○議長（金田之治君） お諮りします。同意第1号 副町長の選任については、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第1号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

同意第1号 副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま、副町長に選任同意されました大岩慎一さんから挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。大岩慎一さん、入場願います。

〔大岩慎一君 入場〕

○議長（金田之治君） それでは、御挨拶をお願いいたします。

○大岩慎一君 ただいま、御紹介にあずかりました大岩慎一でございます。

今ほど、副町長の選任の件につきまして、御同意を賜りまして、誠にありがとうございました。微力ではございますが、宝達志水町の支え役としまして、これまでの行政経験と県との繋がりを生かしまして、宝達志水町の発展のため、尽くしてまいりたいと存じます。議員の皆様方には、今後、御指導御鞭撻賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（金田之治君） 大岩慎一さんは、退場願います。

[大岩慎一君 退場]

◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

[「なし」という声あり]

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」という声あり]

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第28号 令和3年度宝達志水町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、発委第1号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、発委第2号 ロシアによるウクライナ侵攻を強く抗議し、ロシア軍の即時撤退を求める決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 勝 二 正 人

署名議員 松 浦 文 治